

第44回定例会

伊方町議会会議録

NO. 1

平成28年 3月 7日 開会

伊方町議会

第44回伊方町議会定例会会議録（第1号）

○招集年月日 平成28年 3月 7日（月）

○招集の場所 伊方庁舎4階議場

○開会（開議） 3月7日（月） 10時00分宣告

○出席議員（16名）

1番	竹内 一則	2番	廣瀬 秀晴
3番	清家慎太郎	4番	福島 大朝
5番	菊池 隼人	6番	山本 吉昭
7番	小泉 和也	8番	中村 敏彦
9番	吉川 保吉	10番	阿部 吉馬
11番	小林 絹久	12番	菊池 孝平
13番	中村 明和	14番	高岸 助利
15番	篠川 長治	16番	吉谷 友一

○欠席議員（0名） なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求める者の職氏名

町 長	山下 和彦	副 町 長	森口又兵衛
教 育 長	河野 達司	監 査 委 員	阿部 一寿
総 務 課 長	門田 光和	財 政 課 長	中田 克也
政 策 推 進 課 長	坂本 明仁	町 民 課 長	菊池 嘉起
福 祉 課 長	橋本 泰彦	保 健 介 護 課 長	小野瀬博幸
産 業 振 興 課 長	大野 金能	産 業 振 興 課 付 課 長	兵頭 達也
農 業 委 員 会 事 務 局 長	三好 正弘	建 設 課 長	黒田徳太加
瀬 戸 総 合 支 所 長	井上 利彦	三 崎 総 合 支 所 長	大田 甚好
上 下 水 道 課 長	寺谷 哲也	会 計 管 理 者	山本 桂二
教 育 委 員 会 事 務 局 長	大森 貴浩	中 央 公 民 館 館 長	中田 信幸

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	細川 幸登茂	書	記	岩村 寿彦
書 記	吉本 治	書	記	矢野 喜久

伊方町議会第44回定例会議事日程（第1号）

平成28年3月7日（月）
午前10時00分開議

1 開会宣告

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

- | | | | |
|-----|-----|------------|---|
| 日 程 | 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| | 〃 | 第 2 | 会期の決定 |
| | 〃 | 第 3 | 諸般の報告「定期監査報告並びに例月現金出納検査結果報告」
「慶事報告」 |
| | 〃 | 第 4 | 一般質問 |
| | 〃 | 第 5 | 伊方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて（議案第12号） |
| | 〃 | 第 6 | 伊方町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
制定について（議案第13号） |
| | 〃 | 第 7 | 伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を
改正する条例制定について（議案第14号） |
| | 〃 | 第 8 | 伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につい
て（議案第15号） |
| | 〃 | 第 9 | 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
（議案第16号） |
| | 〃 | 第10 | 伊方町税条例等の一部を改正する条例制定について（議案第17号） |
| | 〃 | 第11 | 伊方町公民館条例の一部を改正する条例制定について（議案第18号） |
| | 〃 | 第12 | 伊方町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について
（議案第19号） |
| | 〃 | 第13 | 伊方町国民健康保険診療所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
制定について（議案第20号） |
| | 〃 | 第14 | 伊方町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
制定について（議案第21号） |
| | 〃 | 第15 | 伊方町地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について
（議案第22号） |
| | 〃 | 第16 | 伊方町行政不服審査会条例制定について（議案第23号） |
| | 〃 | 第17 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
（議案第24号） |

- 日 程 第 1 8 組織・機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について (議案第 25 号)
- 〃 第 1 9 伊方町湊浦共同畜舎条例を廃止する条例制定について (議案第 26 号)
- 〃 第 2 0 平成 2 7 年度伊方町一般会計補正予算 (第 4 号) (議案第 27 号)
- 〃 第 2 1 平成 2 7 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) (議案第 28 号)
- 〃 第 2 2 平成 2 7 年度伊方町学校給食特別会計補正予算 (第 1 号) (議案第 29 号)
- 〃 第 2 3 平成 2 7 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第 2 号) (議案第 30 号)
- 〃 第 2 4 平成 2 7 年度伊方町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) (議案第 31 号)
- 〃 第 2 5 平成 2 7 年度伊方町介護サービス特別会計補正予算 (第 2 号) (議案第 32 号)
- 〃 第 2 6 平成 2 7 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) (議案第 33 号)
- 〃 第 2 7 平成 2 7 年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) (議案第 34 号)
- 〃 第 2 8 平成 2 7 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算 (第 4 号) (議案第 35 号)
- 〃 第 2 9 平成 2 7 年度伊方町水道事業会計補正予算 (第 1 号) (議案第 36 号)
- 〃 第 3 0 平成 2 8 年度伊方町一般会計予算 (議案第 37 号)
- 〃 第 3 1 平成 2 8 年度伊方町国民健康保険特別会計予算 (議案第 38 号)
- 〃 第 3 2 平成 2 8 年度伊方町学校給食特別会計予算 (議案第 39 号)
- 〃 第 3 3 平成 2 8 年度伊方町港湾整備事業特別会計予算 (議案第 40 号)
- 〃 第 3 4 平成 2 8 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計予算 (議案第 41 号)
- 〃 第 3 5 平成 2 8 年度伊方町介護保険特別会計予算 (議案第 42 号)
- 〃 第 3 6 平成 2 8 年度伊方町介護サービス特別会計予算 (議案第 43 号)
- 〃 第 3 7 平成 2 8 年度伊方町公共下水道事業特別会計予算 (議案第 44 号)
- 〃 第 3 8 平成 2 8 年度伊方町小規模下水道事業特別会計予算 (議案第 45 号)
- 〃 第 3 9 平成 2 8 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計予算 (議案第 46 号)
- 〃 第 4 0 平成 2 8 年度伊方町風力発電事業特別会計予算 (議案第 47 号)
- 〃 第 4 1 平成 2 8 年度伊方町水道事業会計予算 (議案第 48 号)

1 散 会 宣 告

開会宣告（10時06分）

○議長（吉谷友一） これより、伊方町議会第44回定例会を開会いたします。只今の出席議員は、全員であります。よって、本会議は成立いたしました。

町長招集挨拶

○議長（吉谷友一） 町長招集挨拶

○町長 議長

○議長（吉谷友一） 町長

○町長 皆さん、おはようございます。本日ここに、伊方町議会第44回定例会を召集いたしましたところ、議員各位には、何かとご多忙の中全員のご出席をいただき、提案申し上げます案件につき、審議いただきますことに対し、深く敬意と感謝を申し上げる次第でございます。また、各位には、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、先ほど会議に先立ち、全国町村議会議長会より「15年在籍議員の表彰」を受賞されましたお二人の議員に、長年の功労に対する感謝状を贈呈させて頂きました。改めまして、一言お祝いを申し上げます。山本議員、福島議員におかれましては、このたびの受賞、誠にめでたうございます。お二人は、合併前の旧瀬戸町議会議員として初当選され、合併後、伊方町議会議員として3期を通算いたしますと、15年以上の永きに亘り、議員活動にご尽力され、議会活動を通じて、地域の発展や住民福祉の向上、また何よりも町の発展に尽くされたご功績によりまして、このたび表彰の栄に浴されました。ここに、町民を代表して、これまでの並々ならないご労苦に感謝を申し上げ、その輝かしいご功績をお讃え申し上げます。受賞された、お二人には、引き続き、伊方町の更なる発展のため、一層ご活躍をいただきますよう、切にお願い申し上げます。言葉足りませんがお慶びの言葉とさせ

ていただきます。さて、次に私ごとではございますが、私も町長に就任いたしましてから10年となりました。昨年は、合併10周年記念式典のほか、記念事業を無事に終えることができました。改めまして、ここにこれまでの皆様のお力添えに対し、深く感謝申し上げます。そこで、平成28年度を迎えるにあたり、伊方町の町政運営について、私の所信の一端を申し上げ、議員の皆様をはじめ町民の皆様に、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。まず、私が皆様にご理解を頂かなければならないのは、伊方町にとりまして、平成28年度は、様々な分野において、大きな変化の始まりの年であるということであり、また、その大きな変化に対して、どのように適切に対処していくかが、伊方町の将来にとって、非常に重要になってくるものと考えます。具体的に申し上げますと、町の財政面において、合併に伴う地方交付税の優遇措置が、来年度から5年間で、段階的に削減されることとなります。また、昨年10月に行われた国勢調査によって、町の人口は1万人を切る結果となり、人口減少に伴う削減額を含めると、毎年1億円を超えるペースで減り続け、5年後には、現在の普通交付税との比較で、約3倍もの削減が見込まれております。更に、原子力発電所関連の財源として、防災行政無線の整備や避難道路の整備、各地区の消防施設・集会所の整備など、各種防災対策の事業に取り組んで参りましたが、その財源として活用してきた3号機プルサーマル計画に対する核燃料サイクル交付金と、1号機の長期運転に対する共生交付金を活用した事業につきましても、残りわずかとなり、平成29年度には無くなる予定であります。従いまして、町財政は、歳入の減収等に伴い、非常に厳しい局面を迎えることとなりますが、財政運営においては歳出削減のための大胆な見直しが必要となって参ります。そのため、平成28年度からの第4次伊方町行政改革・実施計画

に掲げた改革に徹底して取り組み、事業の見直し等に努めて参る所存であります。また、今年4月1日の実施を予定しております。組織・機構の見直しにつきましても、合併後の職員の定員管理に予定以上の成果が上がったことから、合併時の正職員数280人を204人とし、これまでに76人の削減を行っております。そのため、少なくなった職員の数に応じた事務処理体制と再編するため、課の統廃合によって、スリムで簡素な組織・機構を目指すものであります。しかしながら、歳出削減や組織機構の見直しにあたりましては、これまで議会からご意見を頂いておりますように、町民の暮らしに直結する住民サービスや地域環境の整備など、住民サービスの低下や日常生活への支障が生じないように、十分に配慮しながら、情勢の変化に対応すべく取り組んで参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。更に、次なる大きな変化、節目といたしましては、伊方発電所3号機の再稼働が現実になって来たことであります。昨年7月、新規制基準に合格した伊方3号機について、国及び四国電力から、再稼働について、地元同意の要請を受けたことから、町議会及び環境監視委員会の審議結果を踏まえ、再稼働を容認する判断に至りました。その後、伊方発電所においては、再稼働に向けた対策工事や原子力規制庁の手続き等を行っておりますが、今年の夏までには再稼働する見込みがあることを四国電力佐伯社長が表明されております。伊方3号機の再稼働につきましては、町内において、震災前とは違った雰囲気の中での再稼働となりますが、先の関西電力高浜発電所4号機は再稼働の作業中にトラブルが発生いたしました。伊方3号機においても、震災後5年間にも及ぶ長期停止となっておりますので、事業者には、万全の準備を行ったうえで、更に、徹底した確認作業を行い、トラブルの無い再稼働としていただくと共に、私が、常日頃から求めてお

りますヒューマンエラーの防止対策など、再稼働に当たっては、全ての関係者が心血を注ぎ、トラブル防止に全力で努めて頂くよう、強く求めて行く所存であります。また、町といたしましては、安全協定に基づき、徹底した監視と指導、また、正確で迅速な情報提供を基本といたしまして、発電所の安全対策を求めていくとともに、万に一つもあつてはならない、原子力災害に対する備えである住民避難計画については、地域住民の不安事項となりますので、原子力防災訓練や避難訓練等の実施を通じて検証を重ね、必要な対策を講じることによって、その実効性を高めて参りたい。このように考えております。いずれにいたしましても、伊方3号機の再稼働を新たな原子力政策のスタートと捉え、町として緊張感を持って取り組むことといたします。次に、「まちづくり」についてであります。合併から既に10年が経過いたしまして、私が就任した際には策定しました「伊方町総合計画」の計画期間が終了したため、このたび28年度からの新たな「第2次伊方町総合計画」を策定いたしまして、今定例会に提案させていただきます。また、昨年度から国が進めております、地方創生の動きにあわせて、人口減少対策を中心とした「伊方町まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましても、同時進行で策定作業を終え、今後、国の交付金等も活用して効果的な事業を推進することといたしております。特に、減り続ける人口問題といたしまして、若い世代の方々が「子どもを産み、育てる環境づくり」、「魅力を感じるしごとづくり」、「生活の場として選ばれる住環境と健康長寿社会の実現」を基本目標とし、子育て環境の充実、産業振興、移住・定住対策等の各事業に、町内の各種団体や民間企業、金融機関、愛媛大学と、官民の連携による新たな取り組みを進めていくこととなっております。以上のように、平成28年度は、町行政を進めて行く上で、非常に大きな変化が生じる年となります。

また、先にも申しましたが、伊方町の将来を考えたとき、いかに対処するかが非常に重要な課題となって参ります。そのためには、私自身が、迫りくる変化に対する危機感を持ち、これまで以上の堅実な行政運営に努めて行かなければならないものと、強く感じております。また、私だけでなく、副町長をはじめ、事務事業にあたる全ての職員においても、自分に与えられた職務を強く自覚すると共に、「職員として何が出来るのか、住民から何を求められているのか」。このことについて職員自身の自覚を強く促し、意識改革に努めることによって、自ら考え、行動し、住民の付託に応えることが出来る奉仕者として、共に汗を流しながら、新しい時代にふさわしい伊方町の行政運営に取り組んで参る所存でございます。以上のように、新年度からの町政運営に臨んで参る所存でございますので、議員各位におかれましても、何卒ご理解をいただき、これまで以上のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。さて、今定例会に提案いたします案件でございますが、条例制定及び改廃に関する議案、15件。平成27年度一般会計及び特別会計補正予算、10件。平成28年度一般会計及び特別会計当初予算、12件。そのほか2件でございます。いずれの案件も、町政を進める上で、非常に重要であります。会期中、よろしくご審議のうえご決定頂きますようお願い申し上げます、私の挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議事日程報告

○議長(吉谷友一) 議事日程報告をいたします。本日の議事日程は、お手許に配布してあるとおりであります。それに従いまして、議事を進めてまいります。これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長(吉谷友一) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、2番 廣瀬秀晴議員、3番 清家慎太郎議員を指名いたします。

会期の決定

○議長(吉谷友一) 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月11日までの5日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、5日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長(吉谷友一) 日程第3、諸般の報告を行います。お手許に配布してあるとおり、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査報告書並びに同法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますのでお目通し下さい。次に、慶事報告をいたします。開会前に表彰伝達を行いました全国町村議会議長会表彰です。この表彰は、全国町村議会議長会表彰規程に基づき、「15年以上在職し功労のあった議員」に対し表彰されるものであります。去る2月5日に開催された、全国町村議会議長会定期総会において、「山本吉昭議員」「福島大朝議員」が表彰を受けております。表彰を受けられました2人の今後益々のご活躍を祈念申し上げます慶事報告を終わります。以上で、諸般の報告を終わります。

一般質問

○議長（吉谷友一） 日程第4、一般質問。お手許に配布の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出ております。会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。篠川長治議員。

○議員（篠川長治） 議長

○議長（吉谷友一） 篠川議員

○議員（篠川長治） 私は、次の事項について質問いたします。

1 交通事故治療費の第三者求償等について。

2 伊方発電所の安全対策等について。

最初に市町村が運営する国民健康保険（国保）では、交通事故などが原因の治療費は、加害者が自賠責保険などを使って全額負担するのが原則であるが、損害保険会社の支払い審査に時間がかかる場合があるため、被害者が国保など公的医療保険を使って治療し、後から国保などが加害者・損保側に費用を請求する第三者求償という仕組みがあります。厚労省によると国保の第三者求償の平成25年度実績は、全国で約4万3千件。うち交通事故は3万7千件余りで請求額は132億円にのぼっている。損保業界のまとめでは、交通事故の公的医療保険全体からの請求は10%程度だが、国保に限ると5%弱にとどまっている。もし国保も他の公的保険並みに請求すれば、少なくとも数十億円規模の保険金が国保に支払われると厚労省はみている。国保の取りはぐれは、市町村の担当者がこの仕組みを詳しく知らなかったり、交通事故の届け出がなく交通事故と知らなかったりして起きている。厚労省は損害保険協会と連携し、届け出遅れを防ぐ考えとメディアは報じております。伊方町では交通事故等も含めて当該事故を愛媛県国民健康保険団体連合会に委託しておりますが、損害を補てんするための求償行為、第三者求償に関する問題の有無について、答弁を求めます。

大綱2 伊方発電所の安全対策に関しましては、原

子炉から放射性物質漏洩を防ぐために設けられた、原子炉安全設計の多重防護のうちの一つに次の5つの障壁がある。第一の障壁、燃料ペレット、燃料および運転中に生成した放射性物質（核分裂生成物）をペレット内部に保持する。第二の障壁、燃料被覆管、燃料ペレットを閉じ込め放射性物質が漏洩することを防ぐ。第三の障壁、原子炉压力容器、冷却材に溶出した放射性物質が外部に漏洩することを防ぐ。第四の障壁、原子炉格納容器、原子炉压力容器が破損した際に、放射性物質を留め放射線を遮蔽する。第五の障壁、原子炉建屋、原子炉格納容器も破損した際、密閉環境の建屋により外部への漏洩を防止する。万が一過酷事故の際には、この五つの障壁で、止める、冷やす、閉じ込める。このことの確保が重要であります。伊方発電所では、その対策として、中型ポンプ車210 m³/h、8台。加圧ポンプ車150 m³/h、6台。大型ポンプ車1320 m³/h2台などの設備を備えている。原子力規制委員会の規制基準は、過酷事故として想定し得る代表的ないくつかのシナリオに対して、その対策の実効性を明示することを要求しております。その想定シナリオの一つとして格納容器の破損防止対策に関する大型破断LOKA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ注入失敗というのがあります。そのような事態がどういうときに起きるかと言えば、原子炉に直結している大口径配管が破断し、かつ何らかの原因で交流電源が失われた場合が相当する。配管の破断で冷却水が失われ電源も喪失し、緊急炉心冷却装置のポンプが動かず格納容器スプレイ装置も動かないという事になる。このような事故想定に対して、その対策として伊方発電所では、全交流電源が喪失し、原子炉を冷やす一次冷却水の大型配管が破断、炉心の熔融貫通が起きる事故を最も厳しい想定と位置付けてシミュレーションしたものとと思います。原子力規制委員会は、新規制基準について、その基準を守ってさえいれば安全とい

うものではないという認識も表明しております。伊方発電所の想定事故は大地震を原因としたシミュレーションで、伊予灘を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、原子炉を止めることには成功した。ところが一次冷却水の大量漏洩を示し、その上、非常用ディーゼル発電機など全交流電源が喪失して蒸気で動くタービン動補助給水ポンプは作動したが、一次冷却水が失われていく状況ではほとんど機能しなくなった。しかし、伊方発電所では、その対策が機能しない場合でも、可搬式加圧ポンプ車等を使用して压力容器へ冷却水を注水して、炉心損傷及び炉心貫通に至らせない対策を講じております。そこで次の事項等についてお伺いいたします。

(1) として、蒸気で動くタービン動補助給水ポンプの機能低下と同時に炉心損傷及び炉心貫通に至らせない機能を速やかに活用すべきである。伊方発電所のシミュレーションでは、炉心熔融を想定している。にも関わらず格納容器スプレイポンプと格納容器再循環ユニットを最優先し、原子炉容器への冷却水の注水を後回しにする等は緊急事態にあってはなりません。伊方発電所では、前述のように既存の対策が機能しない場合でも可搬式加圧ポンプ車等を使用して压力容器へ冷却水を注水して、原子炉損傷に至らせない設備を備えております。ところが緊急事態に、可搬式加圧ポンプ車等による原子炉容器への注水にはポンプ車の移動及び送水ホースの接続等に時間を要するというのであれば、常設の緊急炉心冷却装置ECCS対策を提言いたします。

(2) として、加圧ポンプ車等による原子炉容器への注水は配管に破断があつて、注水のすべてが原子炉容器内へ届かなかつたとしても送り込んだ水は原子炉格納容器内に留まるので、代替格納容器スプレイ注水とともに原子炉容器損傷防止の有効性が評価されると思いますがいかがでしょうか。

(3) として、原子炉容器への注水と代替格納容器スプレイ注水は、第三の障壁、第四の障壁の確保多重防護の観点からこの2系統平行注水を提言いたします。この作業に要する要員は、緊急事態を重視して発電所敷地内に居住することを併せて提言いたします。重ねて申しますが、原子炉容器への注水と代替格納容器スプレイ注水、この2系統平行注水シナリオは原子炉容器損傷防止対策の有効性の観点から重要であると考えます。なお、伊方発電所の発電プラントは強固な岩盤に建設されていることは、ご案内の通りであります。しかし、100年から200年の間隔で起きると言われる南海トラフ巨大地震に発電所前面の中央構造線が連動した場合であっても、前述の五つの障壁の防護は必ず守らなければなりません。なお、このような巨大地震ではメロディライン及び町道等は各所で崩落、地滑り、倒木などで車両等による避難は困難になると思います。その上、万が一前述の五つの壁を防護できずに放射性物質が環境へ放出するような事態に至った場合、放射能被害はこの半島の住民だけでなく、その事故のスケールはかなり広範囲に至ることになると思います。よって、前述の五つの障壁の確保、防護はいかなる困難をも排除して、必ず守らなければなりません。立地地域住民生活の安全、ひいては影響の及ぶ地域住民全てのためにも原子力プラントから放射性物質の環境への放出はあってはなりません。

再稼働に同意した伊方町山下町長には、このことに最大限の力を尽くして対応して頂きたい。

このことを申し上げまして、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（吉谷友一） 只今の篠川議員の一般質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長 議長

○議長（吉谷友一） 町長

○町長 篠川議員の質問にお答えいたします。

まず、大綱①「交通事故治療費の第三者求償等について」お答えをいたします。議員が申されたとおり、交通事故などにより、本人以外の他人、いわゆる第三者の行為によって傷害を受けた場合は、その治療に要する医療費や損害賠償については、原則、加害者がその責任を負うものとされております。また、交通事故によって受けた傷害にかかる治療費について、自賠責保険から支払われることになり、加害者が被害者に治療費を支払った場合は、加害者が自賠責保険に対して請求を行い、一方、被害者が加害者から治療費の支払いを受けることが出来ないときなどは、被害者からの請求が可能とされており、自賠責保険が支払われる額は、120万円とされております。そのため、治療費が120万円を超えることとなったその場合は、冒頭に申しましたように、原則、加害者がその過失割合に応じて、支払うこととなりますが、一般的には、加害者が加入する自賠責保険から支払われることとなります。そこで、この交通事故による治療を受ける際の病院の窓口で国民健康保険証を提示し、国保の適用を受けた場合に、発生する事務が、第三者行為求償事務であります。つまり、国保が第三者行為による医療給付を行った場合は、国保が支払った給付額を限度として、被害者である被保険者が代わる、第三者に対する損害賠償の請求権を取得し、支払った医療費の返還を請求することになります。なお、本町では、この損害賠償請求事務を愛媛県国民健康保険団体連合会が委託しております。議員は、この制度の問題点の有無について、ご質問ですが、この制度を、適切に運用していくための、最も重要になる課題といたしましては、国保加入者が交通事故など第三者による傷害で医療機関を受診される際には、役場へ届け出を適切に行っていただく必要があるということでございます。また、交通事故による受診の届け出を、漏れなく行っていただくためには、制度を正しく認識していただ

く必要がありますので、町民に対しましては、先月の「広報いかた」に掲載しておりますように、今後におきましても、定期的、広報活動を行う必要があると考えております。更に、毎年更新しております被保険者証、つまり保険証の更新手続きの際にも制度を説明する小冊子を配布いたしまして、周知徹底を図って参りたい。このように考えております。なお、事務処理の委託先であります国保連合会における取り組みについてご紹介いたしますと、来月には、日本損害保険協会との覚書を締結する予定としており、県下の協会関係団体に周知徹底を図り、制度の適切な運用に努めて頂くことになっております。以上、大綱①の答弁とさせていただきます。

次に、大綱②「伊方発電所の安全性について」ご質問にお答えいたします。議員からは、「放射性物質を環境に出さない対策」や「炉心を冷却するための対策」など様々な視点からご紹介いただきました。原子力発電施設にとって非常に重要なことであり、私自身も、基本原則に立ち返って考えるべき、貴重なご意見であると思っております。そこで、議員が紹介されました内容について、若干、補足をさせて頂きたいと思いますが、まず、過酷事故にいたるまでの想定シナリオであります。新規制基準が「重大事故の発生を想定した対策」を求めたことに対し、四国電力の対応方法を事故収束のシナリオとして、一般の方に分かりやすいようにマスコミが報じたものであり、12月定例会の一般質問におきましても、議員が申された内容とのおりでございます。一方、新規制基準においては、最も過酷な状況に至ったといたしましても、原子炉を「止める」「冷やす」「閉じ込める」ための対策を求めており、あらゆる設備が壊れたとしても、更にそれをバックアップできる対策を求めております。その上で、四国電力が想定する過酷事故に対して、確実に収束するための対策が適切であることを、原子力規制委員会は

認めてございます。また、新規制基準において、事故は起こり得るものとして対策を求めていることから、あえて一次系配管の破断をシミュレーションし、約 19 分後、炉心損傷するという事象においても、注水による冷却、非常用発電機の機能喪失に伴う電源車や代替ポンプの確保などといった様な対策を講じたうえで、最悪の事態として、それらの対策が全て使えなくなったとしても、バックアップして対応することを義務付けた新規制基準であります。その基準を満たすための四国電力が対策費用と時間をかけて審査を受けてきたものでございます。更に、議員から五つの障壁によって放射性物質を閉じ込めるという「多重防護」についてご紹介がありましたが、新規制基準では、これに加えて「深層防護」の考え方を求めているところでございます。「深層防護」とは、例えば、既設の余熱除去ポンプや高圧注入ポンプによる原子炉への注入のほか、格納容器スプレイポンプ、代替格納容器スプレイポンプ、充てんポンプ、中型ポンプ車と加圧ポンプ車などが幾層にも冷却水を確保する性能を持った設備を求めるといった考えでございます。例えば、先ほどの「事故想定」を例にとりますと、重大事故が起きて格納容器スプレイポンプなど、既設のものが使えなくなった場合、代替格納容器スプレイポンプなどによって原子炉格納容器へ冷却水を注水いたします。想定では、49 分後、代替格納容器スプレイポンプで格納容器への注水が開始されることでしたが、原子炉容器内への注水手段が確保できなくなった場合には、最終的にこの代替ポンプで格納容器へ注水をするようになっております。この格納容器への注水を 49 分後に実施できれば、格納容器の破損は防止できるということでございます。19 分後、49 分後、90 分後など断片的な時間の経過が紹介されましたが、この間、ただ手をこまねいて事象の進展を見守っているのではなく、あらゆる対策を講じたうえの時系列で

あることをご理解いただければと思っております。なお、冷却水につきましては、燃料取替え用水タンク、補助給水タンクその他、海水注入も考慮されておりますので、最終的に格納容器内に溜まった水を再循環ユニットで冷却することによりまして、溶けた燃料の冷却と格納容器の破損を防止できることになっております。議員は「2 系統並行注水」にこだわっているようでありますが、原子炉容器への注水ができなくなった場合、代替格納容器スプレイポンプにより原子炉格納容器へ注水する。という手順でございます。そのようなことから、原子炉格納容器内の冷却を後回しにするのではなく、むしろ、それを最優先とした対策であることを、ご理解いただきたいこのように思います。更に、原子炉格納容器内に水素が発生した場合は、2 種類の装置で水素を除去し、今後も、フィルター付きベント設備を設置するなど、格納容器破損防止の対策が講じられることになってございます。また、作業要員の確保につきましては、当直長をはじめとする運転員および緊急時の対応要員によりまして、人員確保を図ることについて、原子力規制委員会が認めておるようでございます。以上のように、新規制基準は、社会の風潮として、いわゆる「安全神話」に逆戻りしないために「事故は必ず想定外のことから起こりうるもの」との考えに立ち返り、最悪の事態に対し、どのように対処すべきか。その備えを要求している基準であることを、是非ご理解いただきたいこのように思います。なお、議員ご質問の、伊方発電所における安全対策等に関する技術的な内容につきまして、更に詳しい答弁が必要でございましたら、誠に差し出がましいことと思っておりますが、承知のうえで申し上げますが、町議会において、原子力発電対策特別委員会が議会に設置されてございます。特別委員会において、事業者や専門家などの関係者を招き、ご納得のいただくためのご審議を頂ければありがたい。このように思うと

ころでございます。最後になりましたが、私は、昨年10月、伊方3号機再稼働について苦渋の決断を致しましたが、震災後に町内においては、少なからず、これまでとは異なった環境にあるものと認識を致しております。「基準を守ってさえいれば、安全というものではない」という言葉通り、私自身といたしましても「安全神話」に陥ることのないよう、発電所の安全性確保について不断に追求していくと共に住民避難計画についても、実効性を高めるための訓練と検証作業を繰り返すことによりまして、町民の安心・安全が得られるよう、全力で取り組む所存であります。このことについて申し添えて、篠川議員の一般質問に対します。私の答弁とさせていただきます。

○議長（吉谷友一） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は、会議規則第55条を引用し、一つの大綱につき、2回以内と定めます。篠川議員、大綱1の再質問はありますか。

○議員（篠川長治） 議長

○議長（吉谷友一） 篠川議員

○議員（篠川長治） 只今の答弁であります、四国電力のシミュレーションに沿った。

○議長（吉谷友一） 大綱1でお願いします。

○議員（篠川長治） 大綱1はございません。

○議長（吉谷友一） 篠川議員、大綱2の再質問はございますか。

○議員（篠川長治） 議長

○議長（吉谷友一） はい、篠川議員

○議員（篠川長治） 只今、町長の答弁前回12月にもお尋ねした、しておりますのでそのことについては補足の意味で聞いてるんですけど、今の町長の答弁内容、四国電力のシミュレーションに沿った内容かなあと思ってるんですけど、要するにシミュレーションでは、原子力下部のキャビティの注水した水が貯えられているので原子炉容器の破損した場合でも、原子炉容器から落下する熔融炉心を冠水、冷却することなどにより、原

子炉格納容器の破損は防止できるというようなことのようにありますけど、緊急事態にシミュレーション通りに事象対策が進んでいけば問題はないのではありますけれど、例えば巨大地震などで水中ポンプの設定個所等に何らかの障害が発生した場合。その障害の排除作業、あるいは水源の切り替え作業などで時間を要した場合には、原子炉容器等の損傷を防げるかという点について疑問を感じます。それで、そういう観点から、緊急事態に備える設備を十分に緊急事態に備えている設備を十分に活用するためにその設備の活用には十分な要員の確保が必要であろうということで、要員の敷地内への居住をお願いしたいということをお先ほど申し上げたんですけど、結局このような通常運転の場合には別に問題はないと思えますけど、こういう自然災害、巨大地震がいつ起こるか分からない訳ですね、だから出来るだけ近いところに人がいないと設備があっても対応出来ない場合がある訳ですね、訓練通りにスムーズにいかなる場合でも訓練通りに予定通り行くだったらいいけど、なかなかそういう訳にはいかないと思います。ですから、多くの要員は出来るだけ早く現場へ到着出来るような対策を講じて欲しい言うのと、そうしないと人がいなかったら、例え設備が立派であっても対処できない訳ですから、敷地内近くに、私ちょっと立ち入った話ですけど、マンションつくるのか最低限どうかそういう非常事態に対処できる要員の確保をお願いしたいということでもあります。このことについて、もう一度答弁をお願いします。

○議長（吉谷友一） 只今の篠川議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○政策推進課長 議長

○議長（吉谷友一） 政策推進課長

○政策推進課長 町長の答弁と繰り返しになるかも分かりませんが、議員は独自のお考えから対策について申されておりますが、町長が先ほど申

し上げましたように今回紹介されました事象と全く同様の事象が発生した場合には、その対応策の手順通りに行えば確実に炉心溶融にいたったとしても格納容器破損を防ぐ対策、つまり閉じ込める対策が有効に実施できるものとして規制委員会の審査結果が出ている訳であります。従いまして、まずはこの対応策の手順通りに確実に実施して行くべきだと考えております。なお、手順通りに進めていく上で、その上で議員が申されましたようにシナリオで想定されていない事象が生ずる場合もあり得る訳でありますので、その際においては手順を変更する必要性が生じたり、追加の対応策を並行して行う必要性が生じるなど、臨機応変に必要な対応策を確実に実施していく、そのためにはですね、今申し上げましたようにその状況の変化といったことを予め想定した上で、その対応策についてもあらゆる場面を想定して事前に準備していただくという考え方が一般的であると思います。議員ご提案のように2系統平行注水ということを申されましたが、事故の進展以上にですね、最初から複数の対策を講じることにつきましては過剰の対応を求めることになりまので、その必要性については低いのではないかと考えております。しかしながら議員が言われたようにあらゆる場面を想定した対応策これをマニュアル化しておくことは必要かと思っております。以上です。

○議長（吉谷友一） 只今の答弁に対します再々質問を許します。

○議員（篠川長治） はい

○議長（吉谷友一） 篠川議員

○議員（篠川長治） 要するに自然災害による緊急事態は、いつ起こるか分からないんですね。だから、いつ起こっても対応できる最低限の言うか最高限言うかその人員はやっぱり直ぐにかけつけられる人員、配置言うか待機言うか、待機それに居住してないとどんな立派な設備をしても間

に合わないと思います。それで、過酷事故シナリオの対策として、その審査の一部分を参考までに申しますと、例えば原子力規制委員会の監理官は、今回のシナリオについて、炉心溶融を踏まえて格納容器防護へ走ると言うそういうシーケンスですので、大きな判断がいろいろ入ってくると思いますが、炉心溶融を判断した後、容器が破損するまで、事業者のフォローでは、原子炉容器に対してなんの対策というか作業していないように見えるがと言うようなことを監理官が言ってるんですね。それに対して、事業者の方では、全交流電源が喪失という事象で、さらに大型破断が起きているという厳しい事象から、炉心側を守る手段が他にあるかということ、ことに関して考えますと、この条件内で炉心に大量に水を注水できる設備がないので、まずは原子炉容器の下に、水を溜めるということが最も重要と考えていると、考えてこういう手段を考えておると、このような内容となっている。規制庁が例えば、川内とか伊方に対して、これはある電力会社の回答をある方が書いてるんですけど、ですが全ての電源、大型配管の破断というのはどういう時に起こるか私も分からないんですけども、それによって全ての全電源が喪失するそういう時もちょっと分からないんですけど、これも自然災害の場合ですから、どういう災害が起きるか分かりませんが、こういうやり取りがあると言うことは、私はちょっと難しいんじゃないかなあと思うんですけど、このことについて町長の感想等をお伺い出来ればと思います。

○議長（吉谷友一） 只今の篠川議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○政策推進課長 議長

○議長（吉谷友一） 政策推進課長

○政策推進課長 失礼します。議員もご承知の通り、現在原子力発電所におきましては、テロ対策の観点から、厳重な監視体制や警察要員の配備な

ど様々な防護対策が講じられております。このことからご理解いただけますように原発の機密情報や重要設備等に関する情報を含め、原発に関する情報について、只今のような議員からのご質問とか、ご発言も含めまして一般に公開することにつながる際におきましては、我々といたしましては、これまでも原子力規制庁や四国電力に確認を行いながら対応してきたところであります。従いまして、只今の議員のご質問の件につきましても発電所の設備、構造に関する質問等でありますので、この場で即答することにつきましては差し控えるべきであると考えておりますので、ご理解を頂きますようよろしくお願いいたします。なお、先ほど町長が申されましたように専門家と若しくは事業者等を招致して、ご審議頂くことにつきましては、ご要望でありましたら、また手配させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） 以上で、篠川議員の一般質問を終わります。暫時休憩いたします。再開は、11時15分からといたします。

（休憩 11：02～11：15）

議案第12号

○議長（吉谷友一） 再開いたします。日程第5「伊方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第12号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務課長 議長

○議長（吉谷友一） 総務課長

○総務課長 議案第12号 伊方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明いたします。この条例改正については、地方公務員法及び学校教育法が改正されたことに伴い本条例の一部を改正するものです。改正内容については、参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので、参考資料を

お願いいたします。今回の改正については、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の規定を整備するものであります。第1条については、地方公務員法の変更に伴い字句を改正するものです。次に第8条の2、第8条の3を繰り下げ、第8条の2を新たに追加し、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の条文を追加いたしております。職員のうち早出遅出勤務をさせることができる職員としては、第1号で小学就学の初期に達するまでの子どものいる職員、第2号で小学校義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子どものいる職員で、規則で定めた職員としております。2項では、条例第17条第1項に規定する日常生活を営むに支障があるものを介護する職員についてもこの規定を準用することとしております。なお、附則においてこの条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。以上、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）これより議案第12号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第12号「伊方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第13号

○議長（吉谷友一） 日程第6「伊方町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第13号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務課長 議長

○議長（吉谷友一） 総務課長

○総務課長 議案第 13 号 伊方町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明をいたします。この条例改正については、地方公務員災害補償法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。改正内容については、参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので参考資料をお願いいたします。改正の主なものは、被用者年金一元化法が平成 27 年 10 月 1 日から施行されたことにより、厚生年金と国、地方、私立学校の 3 つの共済年金が統一されました。このため、共済組合期間を有する者の新規の裁定は厚生年金が支給されることとなり、所要の字句の改正が主なものであります。先の議員全員協議会でご説明したとおり、法改正に伴う字句の訂正であり、それぞれの傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金ともに給付割合については変更はございませんのでご説明は省略させていただきます。なお、附則においてこの条例は、公布の日から施行し、平成 27 年 10 月 1 日から適用するものです。以上、ご審議の上、ご承認、賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第 13 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第 13 号「伊方町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 14 号

○議長（吉谷友一） 日程第 7「伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について」議案第 14 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務課長 議長

○議長（吉谷友一） 総務課長

○総務課長 議案第 14 号 伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明をいたします。この条例改正については、国の指定職及び特別職並びに愛媛県及び県内市町の特別職に準拠するため、本条例の一部を改正するものです。改正内容については、参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので参考資料をお願いいたします。改正の主なものは、期末手当支給割合を 0.05 カ月引き上げ、3.1 カ月を 3.15 カ月に改めるものです。上段の第 1 条関係、期末手当、第 4 条、第 2 項、第 2 号、12 月に支給する額 100 分の 162.5 を 100 分の 167.5 に改正するものです。また、下段の第 2 条関係については、期末手当、第 4 条、第 2 項について、第 1 号、6 月に支給する額の 100 分の 147.5 を 100 分の 150 に、第 2 号、12 月に支給する額の 100 分の 167.5 を 100 分の 165 に改めるものであり、先に改定した期末手当の支給割合を 6 月、12 月に振り替え改めるものであります。なお、附則においてこの条例は、公布の日から施行するものです。ただし、第 2 条の規定は平成 28 年 4 月 1 日から施行するものであります。以上、ご審議の上、ご承認、賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第 14 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。よって、議案第14号「伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第15号

○議長(吉谷友一) 日程第8「伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第15号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務課長 議長

○議長(吉谷友一) 総務課長

○総務課長 議案第15号 伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明をいたします。この条例改正については、国の指定職及び特別職並びに愛媛県及び県内市町の特別職に準拠するため本条例の一部を改正するものです。改正内容については、参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので参考資料をお願いいたします。改正の主なものは、期末手当支給割合を0.05ヵ月引き上げ、3.1ヵ月を3.15ヵ月に改めるものです。上段の第1条関係、期末手当、第3条の2、第2項、第2号、12月に支給する額100分の162.5を100分の167.5に改正するものです。また、下段の第2条関係については、期末手当、第3条の2、第2項について、第1号、6月に支給する額の100分の147.5を100分の150に、第2号、12月に支給する額の100分の167.5を100分の165に改めるものであり、先に改定した期末手当の支給割合を6月、12月に振り替えて改めるものであります。なお、附則においてこの条例は、公布の日から施行するものです。ただし、第2条の規定は平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いたします。

○議長(吉谷友一) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認めます。これより、議案第15号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。よって、議案第15号「伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第16号

○議長(吉谷友一) 日程第9「伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第16号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務課長 議長

○議長(吉谷友一) 総務課長

○総務課長 議案第16号 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明をいたします。この条例改正については、国の人事院及び県の人事委員会の勧告に伴い、本条例の一部を改正するものです。改正内容については、参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので参考資料をお願いいたします。改正の主なものは、給料表を平均で0.74%引き上げ、勤勉手当を1.5ヵ月から1.6ヵ月に0.1ヵ月引き上げるものです。まず、伊方町職員の給与に関する条例の一部改正の第1条関係でございます。初任給調整手当、第18条の3、第1項、第1号の医療職給料表1の適用を受ける職員、いわゆる医師の初任給調整手当の月額を41万2,200円を41万3,300円に、2号、医学又は歯学に関する

る専門的知識を必要とする職員の初任給調整手当の額を月額5万300円を5万500円に改正するものです。次に、勤勉手当、第19条の4、第2項、第1号中、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給月額100分の75を100分の85に改定。2号、再任用職員の勤勉手当の支給月額100分の35を100分の40に改正するものです。次に、附則、第16項については、55歳を超える職員の給与の抑制措置に伴う勤勉手当の予算計上時における減額額を規定しております。100分の0.75を100分の0.85に、また、最低号給に達しない場合の支給額を100分の75を100分の85に改正するものです。次に、伊方町職員の給与に関する条例の一部改正の第2条関係でございます。第1条、目的、第3条、給料表、第4条、初任給、昇格及び昇給の基準については、地方自治法の改正に伴う、字句の訂正であります。次の第19条の4の勤勉手当の6月、12月の支給について規定しておりますが、今年度1回で調整していたものを、第2項、第1号の再任用職員以外の職員の勤勉手当の額、100分の85を100分の80に、第2号で再任用職員の勤勉手当の額、100分の40を100分の37.5に改正し、支給割合を6月、12月に分けて調整しているものです。次に、附則、第16項については、55歳を超える職員の給与の抑制措置に伴う勤勉手当の予算計上時における減額額を規定しております。今年度1回で調整していたものを同じように100分の0.85を100分の0.8に、また、最低号給に達しない場合の支給額を100分の85を100分の80に改正し、調整するものです。次に、別表第5、第3条関係では、地方自治法の改正に伴う、別表中の見出し等の字句の訂正でございます。なお、この条例は、公布の日から施行するものです。ただし、第2条の規定は平成28年4月1日から施行するものです。以上、ご審議の上、ご承認、賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第16号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第16号「伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第17号

○議長（吉谷友一） 日程第10「伊方町税条例の一部を改正する条例制定について」議案第17号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町民課長 議長

○議長（吉谷友一） 町民課長

○町民課長 議案第17号 伊方町税条例等の一部を改正する条例制定について提案理由をご説明いたします。本案は、地方税法の改正に伴う、納税猶予に係る規定の整備、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、提案するものでございます。それでは、改正の内容につきまして、ご説明させていただきますので、参考資料の1頁をお開き願います。まず、第1条による、改正につきましては、平成27年度税制改正により、納税者の負担軽減、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、徴収及び換価の猶予制度の見直しが行われ、これらに係る手続きに関し、一定の事項につきましては、条例で定めることとされたため、国税の基準に準拠し、新たに規定を設けるものでございます。第8条の「徴収猶予に係る町の徴収金又は

分割納付又は分割納入の方法」につきましては、納税者から、災害、病気等で、一回で納税できないことにより、徴収猶予の申請があった場合、原則1年以内の期間に限り、その猶予に係る金額を、申請者の財産の状況等により、分割して納付させることができるようにするものでございます。2頁をお開き願います。第9条の「徴収猶予の申請手続き等」につきましては、徴収の猶予に係る申請書の記載事項及び添付書類を明確にするとともに、提出のあった申請書に不備があった場合の申請者の訂正期限を、町が訂正を求める通知を受けた日から、20日以内とするものでございます。3頁の第10条の「職権による換価の猶予の手続等」につきましては、町が、滞納者の不動産等を差し押さえ、これを換価する場合におきまして、当該滞納者が生活の維持が困難で、納税に誠実な意思があると認められる場合につきましては、原則1年以内の限りに、換価を猶予する際の手続き等を規定しております。4頁をお開き願います。第11条の「申請による換価の猶予の申請手続等」につきましては、当該滞納者から納期限から6ヶ月以内に、換価の猶予の申請があった場合も、先程の第10条の規定に準じ、換価を猶予することができる制度を新たに制度として設けるもので、これに合わせて、申請書の記載事項及び添付書類を明確にするとともに、提出のあった申請書に不備があった場合の、申請者の訂正期限を町が訂正を求める通知を受けた日から、20日以内とするものでございます。5頁の第12条につきましては、徴収又は換価を猶予する場合におきまして、国税の基準に準拠し、当該猶予金額が、100万円以下、又は、猶予期間が3ヶ月以内の場合等におきましては、担保の徴取を必要としないこととするものでございます。以上、第1条による、改正内容につきましては、附則におきまして、平成28年4月1日から、施行するものでございます。6頁をお開き願います。次に、第2条による、

改正につきましては、昨年4月28日に開催されました、伊方町議会第38回臨時会の議案第56号で伊方町税条例等の一部を改正する条例制定につきまして専決処分事項とし、ご報告し、ご承認いただいておりますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、町民税及び特別土地保有税に係る減免申請書に記載することになっていた、当該申請者の個人番号が除かれたため、関連条項を整備するものでございます。なお、以上、第2条による、改正内容につきましては、附則におきまして、公布の日から、施行するものでございます。以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第17号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第17号「伊方町税条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第18号

○議長（吉谷友一） 日程第11「伊方町公民館条例の一部を改正する条例制定について」議案第18号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○中央公民館長 議長

○議長（吉谷友一） 中央公民館長

○中央公民館長 議案第18号伊方町公民館条例の一部を改正する条例制定について提案理由をご説明いたします。この条例改正につきましては、伊方町公民館運営審議会の設置及び構成の見

直しに伴い、本条例の一部を改正するものです。改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表の第4条中「公民館にそれぞれ」を「中央公民館に」改め、第4条の2中、「各10人以内」を「10人以内」に改めます。なお、この条例は平成28年4月1日から施行するものです。以上、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第18号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第18号「伊方町公民館条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第19号

○議長（吉谷友一） 日程第12「伊方町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について」議案第19号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○福祉課長 議長

○議長（吉谷友一） 福祉課長

○福祉課長 議案第19号伊方町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。本条例は、伊方町国民健康保険二名津診療所及び名取出張診療所につきましては、現在休止中ではありますが、医療法第8条の2第1項の規定に基づき、廃止の手続きをする必要が生じたため、本条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。改正内容は、新旧対照表により説明いたしますので、参考資料、新旧対照表をお願いします。

まず、第6条につきましては、現在の第1項及び第2項を、第1項から第4項に改めます。改正後の第1項は、新たに、別表2、を設けるといたしまして、各診療所ごとの、診療日及び診療時間を、文章表記から別表とする、改正としたものであります。改正後の第2項から第4項は、全ての診療所の共通事項であります、休診日などのついでの内容に改正するものであります。次に、第7条につきましては、「別表第2」を「別表第3」と改めるものであります。最後に、別表第1につきましては、二名津診療所及び、名取出張診療所を削除するものであります。また、以上につきましては、附則におきまして、平成28年4月1日から施行するものであります。以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第19号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第19号「伊方町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第20号

○議長（吉谷友一） 日程第13「伊方町国民健康保険診療所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」議案第20号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○福祉課長 議長

○議長（吉谷友一） 福祉課長

○福祉課長 議案第20号伊方町国民健康保険診療所の使用料及び手数料条例の一部を改正す

る条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。本条例は、診療報酬の算定方法が、厚生労働省により告示されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、本案を提出するものでございます。改正内容は、新旧対照表により説明いたしますので、参考資料、新旧対照表をお願いいたします。第2条の「使用料」につきまして、第2項を全部改正するものでございます。内容につきましては、2年に1回の診療報酬の改定の都度、毎回、年数と告示番号のみの改正を行っていたものを改め、年数と厚生労働省告示番号を削除し、毎回改定の必要が無い内容に改めるものであります。なお、以上につきましては、附則におきまして、平成28年4月1日から施行するものであります。以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第20号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第20号「伊方町国民健康保険診療所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第21号

○議長（吉谷友一） 日程第14「伊方町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第21号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務課長 議長

○議長（吉谷友一） 総務課長

○総務課長 議案第21号 伊方町人事行政の運

営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明をいたします。この条例改正については、地方公務員法が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。改正内容については、参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので参考資料をお願いいたします。第3条、報告事項において、任命権者が人事行政の運営の状況に関して報告する内容を追加するものです。第1号の次に第2号として、職員の人事評価の状況を追加、第4号の次に第5号として、職員の休業に関する状況を追加、第7号の次に第8号として、職員の退職管理の状況を追加、第6号を第9号として、職員研修の後の「及び勤務成績の評定」を削るものです。なお、附則においてこの条例は、平成28年4月1日から施行するものです。以上、ご審議の上、ご承認、賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第21号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第21号「伊方町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第22号

○議長（吉谷友一） 日程第15「伊方町地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について」議案第22号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長 議長

○議長（吉谷友一） 建設課長

○建設課長 議案第 22 号 伊方町地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。この条例改正につきましては、国の一億総活躍国民会議において「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」の中で、子育て支援の強化が盛り込まれ地域優良賃貸住宅制度要綱が改正されたことにより、今回、本条例の一部を改正するものであります。改正の内容でございますが、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、参考資料をお願いいたします。第 4 条(入居者の資格)でございますが、地域優良賃貸住宅制度要綱の改正により、本条第 1 項第 1 号中次の「アからウ」を次の「アからエ」に改め、ウの次にエとして新たに「新婚世帯」を加えるものであります。なお、附則といたしまして、この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものであります。以上、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長(吉谷友一) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認めます。これより、議案第 22 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。よって、議案第 22 号「伊方町地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。暫時休憩といたします。再開は午後 1 時からといたします。

(休憩 11:56~13:00)

議案第 23 号

○議長(吉谷友一) 再開いたします。日程第 16「伊方町行政不服審査会条例制定について」議

案第 23 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務課長 議長

○議長(吉谷友一) 総務課長

○総務課長 議案第 23 号 伊方町行政不服審査会条例制定について、提案理由のご説明をいたします。この条例については、行政不服審査法の施行に伴い、本町においても行政不服審査会を設置する必要が生じたため、本条例を制定するものです。次頁の本文をお願いいたします。第 1 条の設置で、法に基づき不服申し立てに係る事件ごとに、伊方町行政不服審査会を置くこととしております。第 2 条で所掌事務、第 3 条で組織を規定しており、審査会の委員は 5 名以内としております。第 4 条で委員の資格、任期等を規定し、審査会の委員の任期は事案発生ごとに委員委嘱し、調査審議が終了した時に満了することとしております。第 5 条で守秘義務、第 6 条で会長の設置、第 7 条で庶務、第 8 条で委任、第 9 条で罰則について規定しております。なお、附則において、この条例の施行日を平成 28 年 4 月 1 日とし、第 2 項で伊方町行政不服審査会委員の報酬を規定するため、伊方町非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正いたしております。内容については、伊方町非常勤職員の報酬等に関する条例、別表(第 2 条関係)の内、消防団員の項の次に伊方町行政不服審査会委員の報酬、日額 1 万円を追加するものです。以上、ご審議の上、ご承認、賜りますようお願いいたします。

○議長(吉谷友一) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認めます。これより、議案第 23 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。よって、議案第 23

号「伊方町行政不服審査会条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 24 号

○議長（吉谷友一） 日程第 17「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」議案第 24 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務課長 議長

○議長（吉谷友一） 総務課長

○総務課長 議案第 24 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、提案理由のご説明をいたします。この条例については、行政不服審査法が全部改正されたことに伴い、関係条例の整備を行う必要が生じたため、本条例を提案するものです。改正内容については、参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので参考資料をお願いいたします。改正の主なものは、行政不服審査法の改正に伴う、字句の改正であります。第 1 条関係、伊方町行政手続条例の一部改正については、第 3 条、第 19 条、ともに法改正に伴う字句の改正です。次に、第 2 条関係、伊方町情報公開条例の一部改正についても、法改正に伴う字句の改正が主なものですが、第 16 条の次に 1 条を追加し、第 17 条として審理員による審理手続きに関する適用除外の規定を追加いたしました。これは、情報公開条例に基づき情報公開審議会を設置することとしているため、それぞれの審議会を設置している場合は、行政不服審査会の適用除外とするものです。次に、第 17 条を第 18 条とし、字句の訂正を行い、2 項、3 項を追加し、添付書類、諮問した場合の通知義務を追加規定しております。第 18 条は削除いたします。第 19 条から以下第 28 条までは「不服申立て」から「審査請求」への字句の訂正が主なものでございます。次に、第 3 条関係、伊方町個人

情報保護条例の一部改正についても、法改正に伴う字句改正が主なものです。次頁の第 4 節審査請求において、第 51 条を追加して、情報公開法と同じように、行政不服審査法に基づく審査会の規定の適用除外を追加しております。第 52 条については、第 2 項、第 4 項を追加し審議会への諮問する場合と諮問した場合の通知義務を追加規定しております。第 52 条は、削除いたします。第 53 条から以下、第 58 条までは、字句の改正が主なものであります。次に、第 4 条関係、伊方町固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、第 5 条、審査の申し出、第 2 項、第 1 号、第 2 号で記載事項を追加し、第 6 号で代表者等の資格を失った時の届出の追加を行っております。第 7 条、第 2 項では、電子情報機器によって行われた弁明の見直し規定を追加、第 5 項で反論書の提出があった場合の処理を追加いたしております。次の第 11 条では、手数料の額を規定し、第 12 条には、手数料の減免を規定しております。第 12 条を第 14 条とし、決定書の作成方法を明確に規定したものです。次に、第 5 条関係、伊方町税条例の一部改正については、字句の訂正のみであります。次に、第 6 条関係、伊方町職員の給与に関する条例の一部改正についても、字句の改正のみでございます。なお、附則において、この条例については平成 28 年 4 月 1 日から施行することとしております。以上、ご審議の上、ご承認、賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第 24 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第 24 号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備

に関する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 25 号

○議長（吉谷友一） 日程第 18「組織・機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について」議案第 25 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務課長 議長

○議長（吉谷友一） 総務課長

○総務課長 議案第 25 号 組織・機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について、提案理由のご説明をいたします。組織・機構の見直しについては、今後の財政状況を勘案し、町の行政改革大綱に基づく取り組みを着実に実施するため、町、自らの内部努力を徹底する必要があるため、減少する職員で町民サービスの維持、拡充を図るためには、より簡素で効率的な組織・機構づくりに努め、不断の見直しを行うことといたしております。改正内容については、参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので、参考資料をお願いいたします。まず、第 1 条関係、伊方町事務分掌条例の一部改正についてでございます。第 1 条、課の設置において、財政課、政策推進課を総合政策課に、福祉課、保健介護課を保健福祉課に、産業振興課、建設課を産業建設課といたします。第 2 条、事務分掌については、課の統廃合に伴い所管事務の見直しを行っております。総務課については、特に変わったところはありません。総合政策課については、財政課、政策推進課の事務を継承することに加え、(6)総合教育会議に関する事、(9)まち・ひと・しごと総合戦略に関する事、(10)定住・移住に関する事を新しく加えます。なお、財政課の(4)公共料金の滞納整理、(5)徴収の総合調整に関する事は町民課に、政策推進課の(7)国際交流及び姉妹都市交流に関

することは教育委員会事務局に所管を移します。町民課については、所管事務に加え、財政課から公共料金の滞納整理、徴収の総合調整を、福祉課から国民健康保険及び老人医療、後期高齢者医療に関する事を移します。保健福祉課については、福祉課の国民健康保険及び老人医療、後期高齢者医療に関する事以外の福祉課、保健介護課の事務分掌を継承し、(3)こども政策に関する事追加しております。産業建設課については、産業振興課と建設課の所管事務を継承いたします。上下水道課については、特に変わったところはありません。次に、第 2 条関係、伊方町広告式条例の一部改正については、第 2 条、第 2 項、第 2 号、第 3 号の総合支所を支所に改め、総合を除くものです。また、第 5 号、四ッ浜出張所前掲示場、第 6 号、二見小学校前掲示場を削除するものです。次に、第 3 条関係、伊方町総合支所等設置条例の一部改正についても、別表(第 2 条関係)中、各総合支所の総合を除き、四ッ浜出張所、二見出張所を削除するものです。次に、第 4 条関係、伊方町防災行政用無線局条例の一部改正についても、それぞれ総合を除くものです。次に、第 5 条関係、伊方町職員の給与に関する条例の一部改正については、別表第 5(第 3 条関係)中、職務の級、5 級の総合支所長を支所長に改正するものです。なお、附則において、この条例については平成 28 年 4 月 1 日から施行することといたしております。以上、ご審議の上、ご承認、賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（篠川長治） 議長

○議長（吉谷友一） 篠川議員

○議員（篠川長治） この機構改革の見直しについてであります。この間、全協でもお願いして、皆さんの所にいつてるかどうか分らないんですけど、もうちょっと詳しいもん頂いたんです

けど、やはり住民に対して、行政の在り方言うのは出来るだけ一般的に言われてるのは、価値観とか見え方と言われておりますので、広報なんかに掲載する場合に出来るだけ住民が見てから分かりやすい方法にもう1つ検討して頂ければと思うんですけど、こういうのは今頃コンピュータに入れば、1回入れれば、入れるのにどのぐらい時間かかるか分からんけど、ずっと使えるものですから、例えば2頁の危機管理室の場合にいろいろとやることになってますし、検討してやっておりますけど、こういうのは例えば1頁の総務課で名前入れてもいいんじゃないかと思うんですけど、こういう仕事でやりますよいうことだから住民が見てももうちょっと分かりやすいいわゆる見え方を検討して頂ければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉谷友一） 総務課長

○総務課長 篠川議員さんのご質問は、こういった機構改革をした上でその辺の事務文章が町民の方に分かりやすく広報してくれというふうなお話であったかと思えます。一応、町民への広報につきましては、今度の4月号で一応機構の改革とその辺の庁舎内の配置等の変った所は、一応出すような形にしております。今言われた事務分掌に関しては、ボリュームが大きい関係で町のホームページ辺りにその辺のものをですね、掲載させて頂いて、町民の方に周知したいと思っております。以上です。

○議長（吉谷友一） よろしいですか。

○議員（篠川長治） はい。

○議長（吉谷友一） 他ございませんか。小泉議員

○議員（小泉和也） この件に関しては、全員協議会でもいろいろ協議があった訳ですが、まず総務課長が言われたように組織のスリム化とか簡素化、職員の派遣とかですね、経費の削減とか言うのはよく分かるんですけど、ただ私の考えとして

はですね、職員の削減と言うのは最後の手段だと思うんですよ、経費の削減というのはですね、いろんな所に削減できる所があるかと思えます。委託費とかですね、光熱費とか消耗品とか、いろいろあるかと思うんですよ。そういった削減をしてそれでもダメな場合に職員の削減じゃないかと私は思います。そうした場合にですね、職員削減した場合に住民サービスの低下ですよ、そういう恐れが出てくる訳ですけど、町長、朝の招集挨拶で合併当時に比べて70人くらいの職員の削減したんで、その今の定数にあった組織・機構の見直しをすと言われましたが、それは確かにその通りだと思います。ただですね、心配なのは内容ですよ、この前の全員協議会でも話があった訳ですけど、まず診療所、出張所ですね、廃止の部分がありますよね、この廃止の部分に関して住民に説明がない訳ですよ、区長さんには連絡してあると聞きましたけど、じゃあ区長さんが住民に説明するんですか。それはちょっと怠慢じゃないかと思うんですよ。まず診療所はですね、医者の確保が出来なかったんで、これは仕方ないかなという所はあります。出張所に関しては、やっぱり毎日じゃなくても週に1回か2回、時間決めてそこに職員を配置する。全協の時の答弁でですね、町民が来ない時は何をしてるのかと清家議員が言われた時に何もしていないって言われましたよね、それは指導が悪いんじゃないですかね、パソコン持って行ってですね、町民が来ない時はやっぱり事務処理とかですね、いろいろ仕事があるかと思えます。やっぱりそういう所を考えて、廃止には私反対なんですけど、そのなぜかと言いますとやっぱり高齢者の方ですよ、やっぱり本庁まで来ないといけないとかですね、そういうことになってしまったら、足がなかったり、不便になる訳ですよ、明らかに住民サービスの低下ですよ、そういう恐れがあるので、こら辺ちょっと考えて頂けたらとは思いますが、今回

は私は討論まで行きませんが、見直しをですね、またして頂きたいというのがあります。もう1つですね、今回の資料いっしょに、篠川議員が全協の時に資料提出して下さいと言われましたが、これくらいの資料ならですよ、最初の全協の段階で出して頂かないと協議のしようがないんですよ。前々回の全協の資料であんな簡単なものを出してもらって、説明してもらってもですね、見えてこないんですよ、その辺をどう考えておられるか。町長になんですが、作業が遅すぎるんやないかと思うんですよ、4月1日からの条例制定ですよ、普通ならですよ、ここまで変えていったら、職員の配員ですね、何人ここに付けるかという、そこまでやっぱり出来ていないと後手後手に回って、行政がまともに運営できるのかどうかというのが心配なんですけど、そこらはどうですか。

○副町長 議長

○議長（吉谷友一） 副町長

○副町長 行政の機構の関係については、いろいろなご意見等も頂いた訳でございます。只今の質問なんですけど、まず住民サービスの関係、特に出張所の関係をご指摘頂きました。その辺等につきましては、サービスの低下を防ぐというふうなことから、いろいろな手法等を検討している所でもございます。どういうふうなものについては、どういうふうな改革をして住民サービスに結び付けるのかというふうなものを今検討しております。そして職員指導につきましては、当然意識改革というのは常に職員のまえにも言っております。住民の目線に立った行政をするのが我々職員であるというふうなことを常に職員の方にも伝えておりますし、そこら辺をなお一層徹底して意識改革に取り組んでいきたいとこのように考えております。それから、職員の配置の関係につきましては、機構の関係で早急にすべきではないかというふうなご指摘でございますが、現在そこら

辺の配置の関係につきましては、・・等を緩和しながら現在しております。また、早くそこら辺を確定すべき業務として、早急に詰めていきたい。またそれを町長の方へ進言していきたいというふうな形で現在取り組んでおりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） よろしいですか。小泉議員

○議員（小泉和也） 副町長が答弁されましたが、次回からですね、ああいう廃止とかですね、どっかを廃止するとか統合するとかあった場合にですね、町民にまず説明をして頂きたいんですよ、今回、診療所なんかで、多分町民が一番知ったんは新聞じゃないかと思うんですよ、この間の愛媛新聞。それはちょっと順番が間違ってるんじゃないかと私は思うんですよ。町長はどのように考えておられるのか。それとここまでですね、課を統合するとやっぱり職員に負担がかかってくるんじゃないかと心配なんですよね。町長、こないだ丁寧に説明して頂きました、その支所、所長を増やして仕事をして頂くというのはよく分かるんですよ、課長がですね、これだけのことを把握できるかというのがちょっと心配なんですよね、これだけ統合していくと偏ってきた場合に住民サービスの低下になるんじゃないかという恐れが出てくる訳ですけど、その点はどのように考えておられますかね。

○町長 議長

○議長（吉谷友一） 町長

○町長 確かにいろいろ人事・組織というものにつきましては、いろいろな見方もあると思うんですが、私は、副町長、総務課長に指示をしたのはですね、これだけ人口も減ってもくるし、中身を充実しなくてはならんと。組織・機構もしっかりと見直してくれという指示をしてございます。ただ、従来は課の中には課長補佐という制度がございまして、課長補佐が課の中で1人やった訳でございますが、更に分散化して室長、係長といわゆ

る課長補佐とのあい中、室長というのを設けまして職員にやりがい、やる気を持たせたいということで、機構改革もしまして、現在は各課長の下に室が3つ、4つあるところもございまして、実質この室長が課長補佐の役割をしておるといようなことで、組織を改めまして、改めてから何年になりましょう。3、4年なると思うんですけど、まだどうしても室長に権限といいますか、やる気と申しますか、そういうところが足らんなどということ、課を更に・・・まして、室長の力をですね、力といいますか、やる気といいますか、これらをしっかりやって頂くということで、今回課を統合した訳でございますが、正直な所、職員を1人1人見ますとしっかりとやってくれておるんですが、1つの集団組織という中では、イマイチ力が発揮出来てないなあというのが実感でございまして、そういう意味では職員1人1人が組織の中で仕事やっていますので、組織としての機能は発揮するよと言いうことで、課の統合もした訳でございます。また、課長と言いう仕事はですね、うわつらという訳ではないんですが、特に町民と接する機会が比較的多い訳でございまして、町民の話をしっかりと聞いて行政に反映してもらいたい、実務をするのは室長以下だというふうに私は認識してございまして、そういう意味では課長も大変なところも議員が言われるようにございまして、しっかり町民の目線を向けて職務に精励して頂きたい。このように思って組織の改正を副町長の方に指示した訳でございます。いろいろ見方によっては、ご意見があるかと思いますが、まずはこれでしばらく様子を見させて頂きたいこのように思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉谷友一） 小泉議員

○議員（小泉和也） 先ほど私言いましたけど、今後そういう廃止がある場合は、町民に説明して頂くというのでいいんですかね。それと町長が言

われるのはよく分かるんですが、今回はこれであって頂いて、将来的にですね、こういう組織だったら部長制にしてもいいんじゃないかという。どうですかね、町長どのように考えておられるか分からないんですけど、やってもらってまた配員とか変更なる場合もあろうかと思うんですよ。そういう臨機応変にかえていく考えはありますか。

○議長（吉谷友一） 町長

○町長 只今、部長制の話も出たんですが、私就任して間もない時にですね、部長制もやっていきたいというふうに思っていました。部長というのは、部長としての誰から見てもしっかりとやれる人材がなくてはならないと思ってます。時代の流れかもしれないんですけど、確かに北海道泊村辺りでは部制も設けてございます。私がこういうことを申し上げますと職員から非難を受ける訳ですけど、部長としての何言いますか、力と言いますか、それだけの能力と言いますか、そういうものは私が見た限りでは今のとこ課長さん方をしっかりまらずやってもらって、部長として昇格出きる人材を育成することの方が先だなあというふうに感じております。私から見ますと職員は申し訳ないんですけども、物足りないというところが今のところございます。しっかりと部制が出来るように職員一人一人が意識改革をして頂きたい。そしてそのあかつきには、是非部制も設けたいこのように思っていますが、今まだ私としては、時期尚早というふうに感じております。

○議長（吉谷友一） 他ございませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第25号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第25号「組織・機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定につい

て」は、原案のとおり可決されました。

議案第 26 号

○議長（吉谷友一） 日程第 19「伊方町湊浦共同畜舎条例を廃止する条例制定について」議案第 26 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長 議長

○議長（吉谷友一） 産業振興課長

○産業振興課長 議案第 26 号 伊方町湊浦共同畜舎条例を廃止する条例制定について提案理由をご説明いたします。本条例は伊方町湊浦共同畜舎の財産処分に伴い条例を廃止するものでございます。本案の湊浦共同畜舎は、湊浦地区住宅区域内にありました養豚施設の環境汚染問題等の解決策として町が整備したものでございます。30 年以上使用してきた湊畜産組合からの施設の老朽化により改修等が必要となり、施設の耐用年数も過ぎていることから払下げの申請がありました。国庫補助金等を活用して整備した施設ですが、その処分制限は過ぎておりました、払い下げすることに問題はないため、施設の用途廃止に伴い本条例を廃止するものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものです。以上、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第 26 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第 26 号「伊方町湊浦共同畜舎条例を廃止する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 27 号

○議長（吉谷友一） 日程第 20「平成 27 年度伊方町一般会計補正予算（第 4 号）」議案第 27 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長 議長

○議長（吉谷友一） 町長

○町長 議案第 27 号 平成 27 年度伊方町一般会計補正予算（第 4 号）の説明を申し上げます。歳入歳出それぞれ 6 億 1,010 万 4 千円を追加し、総額を 111 億 4,715 万 2 千円とするものであります。内容といたしましては、国の補正予算に係る事業と各事業費等の精算見込による減額を計上いたしております。歳出の主なものといたしましては、2 款総務費につきましては、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業 1,339 万 2 千円。総合戦略事業の移住・定住促進委託 900 万円。移住・定住促進協議会補助 3,750 万円を計上いたしております。3 款民生費につきましては、年金生活者等支援臨時福祉給付金 7,260 万円を計上いたしております。4 款衛生費については、水道事業会計への補助金 5,278 万 1 千円を計上いたしております。7 款商工費については、総合戦略事業の広告宣伝業務委託 800 万円。特定品開発推進協議会補助金が 1,910 万円を計上いたしております。9 款消防費については、原子力災害対策防護施設設計監理委託 5,000 万円。原子力災害対策防護施設整備工事 6 億 2,000 万円を計上いたしております。以上、歳出について主なものの説明といたしますが、これに対します歳入の主なものは 1 款町税、町民税 2,980 万円を計上いたしております。13 款国庫支出金には、地方創生加速化交付金 7,194 万 4 千円。臨時福祉給付補助金 6,851 万 5 千円を計上いたしております。14 款県支出金には、原子力災害対策施設整備補助金 6 億 5,000 万円を計上いたしております。次に、第 2 表繰越明許費につきましては、18 事業 9 億 7,744 万 3 千円を計上いたしております。以上、平成 27 年度

伊方町一般会計補正予算（第4号）の主な説明とさせていただきます。尚、詳細につきまして、ご質問等がございましたら、担当課長より説明させていただきますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） お諮りいたします。審議の方法は、歳入歳出とも項を追っていきたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、歳出から項を追って審議を進めて参ります。予算書の24頁をお開き下さい。

1 款 議会費

1 項 議会費(24 頁) 質疑ありませんか。

2 款 総務費

1 項 総務管理費 (24～27 頁)

質疑ありませんか。

菊池議員。

○議員（菊池隼人） 今ほど町長の説明にもあったんですけど、7目13節の委託料それと19節の負担金補助及び交付金の分で、移住定住促進委託の分ですかね、これはどのような内容なのかということ、またどこに委託したのかということをお聞きしたいと思います。それから19節の分に関しましては、移住定住促進協議会の補助金なんですが、これは協議会がいつ設立して、どんな内容で3,750万ですか、これがこの時期いるのかなあということをお聞きしたいのと、それから奨学金の返還者支援企業等補助金この前、説明は受けたんですが、これで100万ぐらいですかね、出てるということは、人数とか支払う企業等に対しての分が既に出ているのであれば教えて頂きたいなあと思います。

○議長（吉谷友一） 政策推進課長

○政策推進課長 失礼します。只今のご質問は、それぞれ先ほどの議員全員協議会の総合戦略の策定の際にご説明申し上げました。最後の2枚も

この資料のカラー刷りで説明させて頂いたものであります。まず、移住定住促進事業につきましては、トータルで5,504万4千円の国の地方創生加速化交付金を活用することとして、現在国と協議を進めております内容にて補正計上させて頂いております。中でも先ほどご質問がありましたが、移住定住促進体制整備事業等につきましてはですね、空き家、データバンクを整備して、空き家を活用する。そして移住PRの動画等の作成を委託するものであります。それから移住定住促進協議会の事業3,750万円につきましては、町内の関係企業や団体等で協議会を設立して、短期宿泊施設の設備や体験メニューの創出など関連事業などを一体的に実施する予定としております。この際、先日もご説明申し上げましたが、短期宿泊施設といたしまして、旧二見小学校校舎の改築費用を計画しております。それと最後に奨学金返還者支援等企業の補助事業につきましては、介護の分野それから子育ての分野、医療の分野等の有資格者、具体的に言いますと介護士、保育士、看護師等の将来の人員確保が非常に困難となって参ります。そのため伊方町奨学金を受けて専門学校、大学校等に進んだ皆さんに積極的に町内に帰って頂いて、就職して頂くためにそれらの奨学金の返還が年間大卒でありますと14万4千円の返還金額になるそうではありますが、その金額を一旦各企業がですね、雇用された職員に、社員にですね、助成金を出して頂いて、そのうちの何割かを町が助成するといった形で設計を検討しております。これらについては、担当課を通じて関係の町内企業に打診をして頂いておまして、一応前向きなご返事は頂いておるということでございます。従いまして、これらの交付決定が今後になってまいります。国の交付決定の内容次第によっては、認められない経費も出てこようかと思っておりますがそれらについては、執行することなく、不用額で落とさせて頂いたらと思います。ということで、

先ほど、ご質問ありました部分につきましては、地方創生加速化交付金の申請内容で計上させて頂いておりますことをご了解頂いたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（吉谷友一） 菊池議員

○議員（菊池隼人） 地方創生の分なんで、今度の補助金に、補正に載せたということですかね。この時期なんで、当初の分も見たんですけども、当初の分に全然ないんで、こういったもんは短期的な分とする事業じゃないと思うんで、そこら辺が今年度だけですね、最後の補正に載せてやるような考え方ではちょっとダメだなんて思ってますんで、通常でしたら来年度の事業ですよ、実際するにしても、当初でもいいんじゃないかと思って、当初探したらないんで、そこら辺はどうお考えなのかちょっと。

○議長（吉谷友一） 政策推進課長

○政策推進課長 おっしゃる通りでございます。継続して実施する必要があるかと思えます。今回、3月補正に計上いたしましたのは、国の補正予算で、この加速化交付金という補助金が1千億円確保されまして、これに対して各市町当り1つから2つの事業、4,000万円から8,000万円を上限に交付するという内示を頂きました。そのため今回、国の補正予算を受けて財源確保いたしますが、言われるとおおり3月補正でございますので、実施時期が短いので全額を来年度に繰り越してですね、本格的には来年度から始動出来るようにしたいと思っております。なお、28年度の当初予算に関しましては、国がですね、28年度予算を構えておりますけれども、この予算に構えておりますが、補助率がこれまでの全額補助からですね、2分の1の補助に変わります。非常に補助率が悪くなるため、今回考えられるこの8,000万円の範囲でやるべきことをメニュー化して申請させて頂いたらとのことでございます。なお、4月以降、国の新年度予算成立後にですね、補助要項

等が定まって参りますので、それに合わせて追加の事業とかですね、これで着手出来ていない事業がまだまだありますので、取り組んで参りたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（吉谷友一） よろしいですか。他ございませんか。篠川議員

○議員（篠川長治） すいません。只今の19節の奨学金の補助制度、企業が採用した場合に何%とかって言われたと思うんですけど、何%の助成。

○議長（吉谷友一） 政策推進課長

○政策推進課長 今の所の国と協議しておりますのは、奨学金全額を企業が助成して頂いて、それに対して4分の3の補助率でどうかというところで調整はしております。ただ、この補助率に関しましては、変わることがございますので、保証出来るものではございません。

○議長（吉谷友一） よろしいですか。

○議員（篠川長治） はい。

○議長（吉谷友一） 他ございませんか。（「なし」の発言あり）次、

2項 徴税费（28頁） 質疑ありませんか。

3項 戸籍住民基本台帳費（28～29頁）
質疑ありませんか。

4項 選挙費（29頁） 質疑ありませんか。

5項 統計調査費（29頁） 質疑ありませんか。

6項 監査委員費（29～30頁）
質疑ありませんか。

3款 民生費

1項 社会福祉費（30～32頁）
質疑ありませんか。

2項 児童福祉費（32～33頁）
質疑ありませんか。

3項 老人福祉費（33～34頁）
質疑ありませんか。

4款 衛生費

1項 保健衛生費（34～37頁）
質疑ありませんか。

- 2 項 清掃費 (37 頁) 質疑ありませんか。
3 項 水道費 (38 頁) 質疑ありませんか。
4 項 下水道費 (38 頁) 質疑ありませんか。

6 款 農林水産業費

- 1 項 農業費 (38~40 頁) 質疑ありませんか。
2 項 林業費 (40 頁) 質疑ありませんか。
3 項 水産業費 (40~41 頁)
質疑ありませんか。

7 款 商工費

- 1 項 商工費 (41~43 頁) 質疑ありませんか。

○議員 (篠川長治) 議長

○議長 (吉谷友一) 篠川議員

○議員 (篠川長治) 19 節の特産品推進協議会補助というのは、1,900 万あるんですね。特産品、どういうものを、前に一回全協でいろいろしたんですけど、これは何か企業化出来た商品があるとか、そういう内容的なものありましたら教えてもらったら。

○産業振興課付課長 議長

○議長 (吉谷友一) 振興センター長

○産業振興課付課長 只今の質問でございますけれども、新たな特産品も含めましてということでございますけれども、今ある特産品、従来からある郷土料理とかそういうものを含めたですね、優れたものに磨きをかけるといようなことで進めていきたいと思っております。

○議長 (吉谷友一) よろしいですか。篠川議員

○議員 (篠川長治) 現在、企業化に出来そうなもの何点かありましたら教えてもらった。

○議長 (吉谷友一) 課付課長

○産業振興課付課長 現在、佐田岬はなはなの方で販売をしている中で、大変人気を得てる商品がいくつかございます。と言いますのは、地元の特産であります、さつまいもを加工した商品。これは東京の業者からも注目を浴びておりますので、その辺を磨いていきたいと思っております。

○議長 (吉谷友一) よろしいですか。

○議員 (篠川長治) はい

○議長 (吉谷友一) 他ございませんか。

○議員 (阿部吉馬) 議長

○議長 (吉谷友一) 阿部議員

○議員 (阿部吉馬) 只今の商工費のですね、13 節の委託料これ広告宣伝業務委託、これ次頁にもなるんですが、いわゆる観光に関する全てを含んだ金額になるんでしょうか。どの範囲の宣伝を・・・なった金額になるんでしょうか。

○議長 (吉谷友一) 産業振興課長

○産業振興課長 先ほどの総合戦略の分で、一応地方創生の過疎化交付金となりますが、特産品の PR と販売促進等の事業の広告宣伝費として考えております。内容といたしましては、特産品の PR と灯台 100 周年記念の動画作成またテレビ CM とかラジオ、新聞等の広告等を考えております。

○議員 (阿部吉馬) 議長

○議長 (吉谷友一) 阿部議員

○議員 (阿部吉馬) いろいろ宣伝とか今当然アピールしないといけないんで、そういった意味では、商工費で結構観光っていうのは、町長の方向性として打ち出されております。宣伝は、非常に大事ですし、広告っていうのも大事だと思うんです、是非ですね、全体に広げて枠を広げてもう少しですね、増やしても僕はいいいんじゃないかというのが基本的な、800 万で果たしてそのそれだけの上のプロモーションの部分削減して、委託料を増やして、新規に設けてるぐらいですので、もう少しですね、意図とする行政の方向性の意図とするところをやはり打ち出すためには思い切った金額を付けてでもやって頂きたいなと思っておりますので、今後もう一度精査、次年度に向けて頑張ってください。

○議長 (吉谷友一) 答弁よろしいですか。

○議員 (阿部吉馬) はい、いいです。

○議長 (吉谷友一) 他ございませんか。「なし」

の発言あり) 次、

8 款 土木費

- 1 項 土木管理費 (43 頁)
質疑ありませんか。
- 2 項 道路橋梁費 (44 頁) 質疑ありませんか。
- 3 項 港湾費 (44~45 頁) 質疑ありませんか。
- 4 項 住宅費 (45 頁) 質疑ありませんか。
- 5 項 公園費 (45~46 頁)
質疑ありませんか。
- 6 項 公共下水道費 (46 頁)
質疑ありませんか。
- 7 項 集会所費 (46~47 頁)
質疑ありませんか。

9 款 消防費

- 1 項 消防費 (47~48 頁) 質疑ありませんか。

10 款 教育費

- 1 項 教育総務費 (48~49 頁)
質疑ありませんか。
- 2 項 小学校費 (49~50 頁) 質疑ありませんか。
- 3 項 中学校費 (50 頁) 質疑ありませんか。
- 4 項 社会教育費 (50~52 頁)
質疑ありませんか。
- 5 項 保健体育費 (52~53 頁)
質疑ありませんか。

11 款 災害復旧費

- 2 項 公共土木施設災害復旧費 (54 頁)
質疑ありませんか。
- 3 項 農林水産施設災害復旧費 (54 頁)
質疑ありませんか。

12 款 公債費

- 1 項 公債費 (54 頁) 質疑ありませんか。

次いで、歳入に入ります。13 頁お戻り下さい。

1 款 町税

- 1 項 町民税 (13 頁) 質疑ありませんか。
- 2 項 固定資産税 (13 頁) 質疑ありませんか。
- 3 項 軽自動車税 (13 頁) 質疑ありませんか。
- 4 項 たばこ税 (13 頁) 質疑ありませんか。

2 款 地方譲与税

- 2 項 自動車重量譲与税 (13 頁)
質疑ありませんか。

6 款 地方消費税交付金

- 1 項 地方消費税交付金 (14 頁)
質疑ありませんか。

7 款 自動車取得税交付金

- 1 項 自動車取得税交付金 (14 頁)
質疑ありませんか。

9 款 地方交付税

- 1 項 地方交付税 (14 頁) 質疑ありませんか。

11 款 分担金及び負担金

- 1 項 分担金 (14 頁) 質疑ありませんか。
- 2 項 負担金 (14~15 頁) 質疑ありませんか。

12 款 使用料及び手数料

- 1 項 使用料 (15 頁) 質疑ありませんか。

13 款 国庫支出金

- 1 項 国庫負担金 (15~16 頁)
質疑ありませんか。
- 2 項 国庫補助金 (16~17 頁)
質疑ありませんか。

14 款 県支出金

- 1 項 県負担金 (17~18 頁) 質疑ありませんか。
- 2 項 県補助金 (18~19 頁) 質疑ありませんか。
- 3 項 委託金 (19 頁) 質疑ありませんか。

15 款 財産収入

- 1 項 財産運用収入 (20 頁) 質疑ありませんか。
- 2 項 財産売払収入 (20 頁) 質疑ありませんか。

16 款 寄附金

- 1 項 寄附金 (20 頁) 質疑ありませんか。

17 款 繰入金

- 2 項 基金繰入金 (20~21 頁)
質疑ありませんか。

19 款 諸収入

- 2 項 町預金利子 (21 頁) 質疑ありませんか。
- 5 項 貸付金元利収入 (21 頁)
質疑ありませんか。

7項 雑入(21～22頁) 質疑ありませんか。
20款 町債

1項 町債(22～23頁) 質疑ありませんか。次いで、表紙に帰って下さい。「繰越明許費 第2条第2表」の質疑ありませんか。「なし」の発言あり)第2表は、7頁、8頁にあります。「なし」の発言あり)次いで「債務負担行為の補正 第3条第3表」の質疑ありませんか。第3表は9頁にあります。「なし」の発言あり)次いで、「地方債の補正 第4条第4表」質疑ありませんか。第4表は10頁にあります。「なし」の発言あり)以上で、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。「なし」の発言あり)討論なしと認めます。これより、議案第27号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。「なし」の発言あり)異議なしと認めます。よって、議案第27号「平成27年度伊方町一般会計補正予算(第4号)」は、原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。再開は2時15分からといたします。(休憩 14:05～14:15)

議案第28号

○議長(吉谷友一) 再開いたします。日程第21「平成27年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」議案第28号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○福祉課長 議長

○議長(吉谷友一) 福祉課長

○福祉課長 議案第28号 平成27年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、提案理由をご説明申し上げます。事業勘定の歳出におきましては、保険給付費の減額、国庫負担金返納金及び直診勘定繰出金の増額、歳入につきましては、国民健康保険税の減額、保険給付費の減額に伴う国庫支出金及び一般会計繰入金の減額

などがございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億3,854万円を減額し、総額を20億5,637万3千円とするものがございます。直診勘定は、決算見込みによります診療収入や医薬材料費の減額が主なもので、不足する額を一般会計繰入金等により調整したものでございます。歳入歳出それぞれ8,443万3千円を減額し、総額を5億1,721万3千円とするものがございます。それでは、事業勘定の歳出より、主なものをご説明申し上げますので、10頁をお願いします。2款1項療養諸費でございますが、1目療養給付費の減額が主なものですが、1億2,645万9千円の減額でございます。12頁をお願いします。7款1項共同事業拠出金でございますが、共同事業を取りまとめております、国保連合会からの決定通知に基づき、780万1千円の減額となっております。13頁をお願いします。10款1項償還金及び還付加算金につきましては、前年度納付金の実績に基づきます、国・県負担金の精算返納でございます。2項繰出金は、施設勘定繰出金として、へき地直営診療所の運営費に係る、特別調整交付金の交付見込額に合わせて1,259万5千円を増額するものがございます。次に歳入の主なものがございます。7頁をお願いします。1款1項国民健康保険税でございますが、収納見込みによりまして3,080万円を減額するものがございます。3款1項国庫負担金は、決算見込みにより減額するものがございます。2項国庫補助金につきましては、今年度の交付見込み額に基づき、132万5千円を増額するものがございます。8頁をお願いします。4款1項療養給付費交付金は、退職分の保険給付費の増額見込みにより、社会保険からの交付金、1,674万円を増額するものがございます。9頁をお願いします。9款1項他会計繰入金につきましては、一般会計繰入金でございますが、赤字補てん分として計上しておりました、1億円のうち3,000万円を基金繰入金に充当して、合計6,981万7千円

を減額としています。9款2項基金繰入金につきましては、歳出超過相当分の911万8千円を計上しております。以上、事業勘定の主なものの説明でございます。次に、直営診療施設勘定の九町診療所から、補正の主なものにつきまして、ご説明いたします。28頁をお願いします。歳出ですが、1款1項施設管理費につきましては、人件費の減が主なもので、62万7千円の減額でございます。29頁をお願いします。2款1項医業費につきましては、決算見込みにより、344万5千円の減額としております。これに対する歳入ですが、27頁をお願いします。1款2項外来収入ですが、決算見込みにより1,275万7千円の減額としております。5款2項事業勘定繰入金ですが、これは特別調整交付金でございますが267万1千円の増額となっております。1項目、戻っていただきまして、1項他会計繰入金の600万円増額につきましては、歳入不足調整分を計上するものであります。次に、瀬戸診療所でございますが37頁をお願いします。歳出ですが、1款1項施設管理費につきましては、285万3千円の減額となっております。職員手当及び需用費の減額によるものでございます。38頁をお願いします。2款1項医業費の1目医療機械器具費につきましては、決算見込みにより180万円の減額、3目医薬品衛生材料費につきましては、610万円の減額補正としております。これに対する歳入ですが、34頁をお願いします。1款1項入院収入につきましては、決算見込みにより、754万7千円の減額、2項外来収入は、次の頁の合計のとおり4,313万9千円の減額としております。36頁をお願いします。5款2項事業勘定繰入金は、特別調整交付金でございますが1,420万5千円の増額となっております。5款3項基金繰入金、300万円の計上と5款1項他会計繰入金2,026万6千円につきましては、歳入不足調整分を計上するものであります。次に、二名津診療所でございますが、39頁をお願いいたします。二名津診

療所につきましては、光熱水費など必要経費以外を、減額いたしまして、財源は主に一般会計繰入金で対応しております。補正額の合計は、6,774万4千円の減額としております。続きまして、串診療所でございますが、53頁をお願いいたします。歳出ですが、1款1項施設管理費につきましては、人件費などの決算見込みにより2万1千円の増額となっております。2款1項医業費につきましては、決算見込みにより、27万7千円の減額としております。これに対する歳入ですが、52頁をお願いいたします。1款2項外来収入は、決算見込みにより、596万6千円の減額。5款2項事業勘定繰入金は、69万2千円の増額となっております。1項目、戻っていただきまして、5款1項他会計繰入金、463万4千円の増額につきましては、歳入不足調整分を計上するものであります。以上、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第28号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第28号「平成27年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第29号

○議長（吉谷友一） 日程第22「平成27年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第1号）」議案第29号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○教育委員会事務局長 議長

○議長（吉谷友一） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長 議案第 29 号 平成 27 年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由をご説明申し上げます。今回の補正は、予算総額から歳入歳出それぞれ 76 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,388 万 2 千円とするものでございます。最初に、歳出からご説明申し上げます。6 頁をお願いいたします。1 款 1 項 1 目給食費、11 節需用費、賄材料費を 76 万円減額しております。これは、給食数、125,745 食が 121,798 食と約 3,900 食減った関係でございます。次ぎに歳入をご説明申し上げます。5 頁をお願いいたします。1 款 1 項 1 目給食費徴収金は、食数の減に伴い、108 万 8 千円を減額しております。2 款 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、台風等による給食中止に伴う材料費及び検食材料・給食費徴収不足金等を合わせて、18 万 1 千円を計上しております。3 款 1 項 1 目繰越金については、前年度繰越金として、14 万 6 千円を計上いたしております。以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第 29 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第 29 号「平成 27 年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 30 号

○議長（吉谷友一） 日程第 23「平成 27 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）」議案第 30 号を議題といたします。提案理由

の説明を求めます。

○福祉課長 議長

○議長（吉谷友一） 福祉課長

○福祉課長 議案第 30 号 平成 27 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由をご説明申し上げます。今回の補正につきましては、主な要因といたしまして、愛媛県後期高齢者医療広域連合の試算による、広域連合への納付金が減額になったために、歳入歳出それぞれ 143 万 9 千円を減額し、総額を 1 億 6,655 万 1 千円とするものであります。歳出よりご説明いたしますので、6 頁をお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般管理費は、人件費の減で、1 万 7 千円の減額でございます。2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料の賦課額の変更などにより、保険料と事務費負担金、合わせて、126 万 9 千円の減額です。次に歳入について、ご説明いたしますので、5 頁をお願いいたします。1 款 1 項後期高齢者医療保険料は、保険料の賦課額の変更によるもので、79 万 3 千円の減額でございます。2 款 1 項一般会計繰入金は、一般管理費と広域連合納付金の合計額で、64 万 6 千円の減額でございます。以上、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第 30 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第 30 号「平成 27 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第31号

○議長（吉谷友一） 日程第24「平成27年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第3号）」議案第31号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健介護課長 議長

○議長（吉谷友一） 保健介護課長

○保健介護課長 議案第31号 平成27年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明いたします。今回の補正は、平成28年1月までの給付実績を基にした、サービス給付費の見直しに伴うもので、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ688万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億3,341万7千円とするものであります。まず歳出ですが8頁をお願いいたします。2款1項3目地域密着型介護サービス給付費を1,160万1千円の増額、9頁をお願いいたします。1項5目施設介護サービス給付費を1,576万7千円の減額となっております。10頁をお願いします。6項1目 特定入所者介護サービス費550万9千円の増額で保険給付費合計で892万8千円を増額し11億7,066万円となっております。次に11頁をお願いします。5款地域支援事業費につきましては、各種予防事業や介護用品支給事業、介護手当支給事業等の精算によりまして、総額で211万2千円の減額でございます。12頁をお願いいたします。6款 基金積立金については、歳入超過財源1,345万7千円の減額でございます。続いて歳入ですが、5頁をお願いいたします。1款保険料は特徴・普徴ともに死亡・転出により第1号被保険者が168人減少したことによりまして、253万1千円の減額。4款から6款の国・支払基金・県における介護給付費負担金につきましては、介護給付費の増額によりまして、302万7千円の増額、次に地域支援事業交付金につきましては、各種事業の精算によりまして、総額で94万8千円の減額となっ

ております。7頁をお願いいたします。8款の繰入金につきましても、介護給付費の増額による111万6千円の増額と地域支援事業費の減額による27万4千円の減額です。次に8款1項4目のその他一般会計繰入金は、歳出1款総務費の減額と地域支援事業費の減額により合計で85万2千円の減額です。次に8款2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、準備基金から1,173万2千円を取崩し計上するものであります。以上、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第31号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第31号「平成27年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第32号

○議長（吉谷友一） 日程第25「平成27年度伊方町介護サービス特別会計補正予算（第2号）」議案第32号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健介護課長 議長

○議長（吉谷友一） 保健介護課長

○保健介護課長 議案第32号 平成27年度伊方町介護サービス特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明いたします。今回の補正は、28年1月までの実績を基にして歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ88万4千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1,249万3千円とするものであります。まず歳出ですが、6頁をお開き下さい。1款介護サービス事業費は臨時雇

用賃金につきまして見直しを行い減額し、その他の事務費につきましても精算により 88 万 4 千円の減額となっております。次に歳入でございます。5 頁をお開きください。1 款 1 項介護予防給付費収入はケアプラン作成件数の増加により 35 万 6 千円の増額、1 款 5 項介護予防ケアマネジメント収入は、総合事業利用者のケアプラン作成件数の減少により 41 万 8 千円の減額。2 款繰入金はサービス事業費の減額に伴いまして、82 万 2 千円の減額でございます。以上、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第 32 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第 32 号「平成 27 年度伊方町介護サービス特別会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 33 号

○議長（吉谷友一） 日程第 26「平成 27 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）」議案第 33 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長 議長

○議長（吉谷友一） 上下水道課

○上下水道課長 議案第 33 号 平成 27 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について、提案理由をご説明いたします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 537 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3 億 3,699 万 6 千円とするものであります。今回

の補正内容につきましては、主に実績及び清算見込みによる補正であります。まず歳出であります。6 頁をお願い致します。1 款公共下水道管理費の 11 節需用費につきましては、電気料の減による光熱水費の減額であります。15 節工事請負費につきましては、各浄化センター及びマンホールポンプ等の各施設における修繕等の実績により減額となっております。19 節負担金補助及び交付金につきましては、補助対象、接続加入件数の実績減により減額となったものであります。次に、2 款公共下水道建設費につきましては、主に 15 節工事請負費の減額で、主に水道管移設等の関連工事の実績による減であります。3 款公債費につきましては、起債利息償還額の確定に伴い減額しております。次に歳入ですが、5 頁をお願い致します。1 款 1 項使用料につきましては、当初の料金収入見込みに対し、実績増となった事による増額であります。3 款繰入金につきましては、歳出の減に伴い減額となったものであります。以上、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（吉谷友一） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 予算的には何等問題、意見ございません。ただちょっと将来的な事を聞きたいんですが、現在全国的に公共下水道の設備が整いまして、殺菌作用とかいろんな意味で不純物が海水に流れていかない。綺麗になりました。そういった中で、その関連性で漁場の見直しという観点から、今神戸の方で公共下水道の洗浄する内容をかえて、良い不純物とあるいは他の分を区別するといつて、プランクトン、海に必要なプランクトンは海に増やしましょうと。環境の悪いものは除けましょうというような一つの方向性が打ち出されたような勘がしております。そういったこ

とを今後ですね、やはり漁業のまちづくりっていうのがどうしても第一次産業のこの地域においては、必要になってこようかと思えます。山からの恵みの雨、そこに鉄分なり何々の栄養素が海に流れてという環境がございますので、そういった点を今後ですね、もし情報が入るようでしたら、取り入れて頂いて、そして町で対応が本当に出来るのかどうか、そこら辺をちょっと調査研究的に頭の片すみにでもおいて頂いてやって頂きたいと思うんですが、もし情報でもあればお答え頂いたらと思えます。

○議長（吉谷友一） 上下水道課長

○上下水道課長 只今のご意見についてご説明いたします。公共下水道、今本庁の方でやっております公共下水につきましては、施設規模、需要規模につきましても、非常に限られた施設でございますので、先進事例のように海の方に必要な栄養分については、関連をしていくというふうな施設整備がまだ現在整っておりません。このような田舎の方にと申しますか、我が町の自然豊かな町につきましては、自然からの恵みによりまして、海の方の栄養素も十分補っておるというふうなことで、維持されているんだろうとは思いますが、今後このような公共下水道施設の先進事例等も情報等入手いたしまして、より良い方向に向けて検討させて頂きます。進めさせて頂いたらというふうに思っておりますので、よろしく願いたします。

○議員（阿部吉馬） はい、終わります。

○議長（吉谷友一） 阿部議員よろしいですか。他ございませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第 33 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第 33

号「平成 27 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 34 号

○議長（吉谷友一） 日程第 27「平成 27 年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）」議案第 34 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長 議長

○議長（吉谷友一） 上下水道課

○上下水道課長 議案第 34 号 平成 27 年度 伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について、提案理由をご説明いたします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 340 万 7 千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,926 万円とするものであります。今回の主な補正内容につきましては、実績による、下水道管理費の減額及び入札減少金等による、下水道建設費の減額であります。初めに歳出であります。6 頁をお願い致します。1 款 1 項 1 目小規模下水道管理費におきまして、11 節需用費は、各処理場及び機器類の修繕が少なかった事による減額。12 節役務費は、各処理場における汚泥汲取りの実績の減による減額。15 節工事請負費は、維持修繕工事が少なかった事による減額であります。2 目小規模下水道建設費につきましては、入札減少金、及び、出来高により 13 節委託料を減額したものです。次に歳入ですが、5 頁をお願い致します。3 款繰入金につきましては、歳出の減に伴い減額となったものです。6 款県支出金の減額につきましては、事業量の減によるものであります。以上、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い致します。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑な

しと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認めます。これより、議案第 34 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。よって、議案第 34 号「平成 27 年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)」は、原案のとおり可決されました。

議案第 35 号

○議長(吉谷友一) 日程第 28「平成 27 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第 4 号)」議案第 35 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長 議長

○議長(吉谷友一) 上下水道課長

○上下水道課長 議案第 35 号 平成 27 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第 4 号)について、提案理由をご説明いたします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 589 万 1 千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,338 万円とするものであります。今回の主な補正内容につきましては、浄化槽の設置基数の減による減額補正であります。初めに歳出であります。8 頁をお願い致します。1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、汚泥引抜量の減により 12 節役務費を減額したものであります。2 款建設改良費につきましては、浄化槽の設置基数の減により、15 節工事請負費を減額しております。また、これに伴う事務費の減により 11 節需用費を減額しております。19 節負担金補助及び交付金につきましては、補助対象件数の実績減により減額となったものであります。次に歳入ですが、6 頁から 7 頁をお願い致します。事業量の減に伴い、1 款分担金及び負担金、3 款国庫支出金、

4 款県支出金及び 7 款町債を減額しております。2 款使用料及び手数料につきましては、加入基数の減による減額であります。5 款繰入金につきましても、歳出の減に伴い、減額となっております。以上、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い致します。

○議長(吉谷友一) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認めます。これより、議案第 35 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。よって、議案第 35 号「平成 27 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第 4 号)」は、原案のとおり可決されました。

議案第 36 号

○議長(吉谷友一) 日程第 29「平成 27 年度伊方町水道事業会計補正予算(第 1 号)」議案第 36 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長 議長

○議長(吉谷友一) 上下水道課長

○上下水道課長 議案第 36 号 平成 27 年度伊方町水道事業会計補正予算(第 1 号)につきましては、提案理由をご説明いたします。表紙の第 2 条の収益的収入及び支出ですが、水道事業収益におきまして 4,522 万円追加し、総額を 3 億 5,026 万 4 千円とするものです。主に、第 1 項営業収益におきまして、給水件数及び全体的な使用水量の減少により基本料金・超過料金を減額したことによるものです。第 2 項営業外収益におきましては、主に公営企業繰出基準に基づかない繰出金・収益的収支均衡処置分として他会計補助金を追加した

ことによるものです。次に支出ですが水道事業費用を1,154万6千円減額し、総額を3億2,037万1千円とするものです。主に、第1項営業費用におきまして、南予水道企業団からの受水費及び修繕費を減額したことによるものです。次の頁をお願い致します。第3条の資本的収入及び支出ですが、資本的収入におきまして、1,095万2千円追加し総額を4,875万2千円とするものです。主に、第1項他会計補助金に地方公営企業繰出基準に基づく繰出金を計上したことによるものです。次に支出ですが475万6千円の減額としております。主に、第1項建設改良費におきまして、実績見込みにより減額した事によるものであります。以下、予算に関する説明書1頁から15頁につきましては、実施計画書、実施計画明細書を16頁以降につきましては、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、平成27年度予定貸借対照表、及び、注記表を添付していますので、お目通してください。以上、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第36号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第36号「平成27年度伊方町水道事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第37号～48号

○議長（吉谷友一） 日程第30「平成28年度伊方町一般会計予算」議案第37号から、日程第41「平成28年度伊方町水道事業会計予算」議案第48号までの予算関係12議案を、会議規則第37

条の規定により、一括審議といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長 議長

○議長（吉谷友一） 町長

○町長 議案第37号 平成28年度伊方町一般会計予算から議案第48号 平成28年度伊方町水道事業会計予算までの12議案の説明を申し上げます。まず、平成28年度一般会計予算でございますが、予算総額93億6,064万4千円でございますが、前年度比2.3%、2億952万6千円の増額となっております。歳出の主なものといたしましては、1款議会費については、議員報酬を含め9,889万2千円を計上いたしております。2款総務費については、災害対策基金積立金3億44万2千円、電算室移設工事9,936万円、町民の足を確保するデマンド交通運行経費3,653万6千円、ふるさとづくり自治活動推進補助3,676万円など総額16億6,097万3千円を計上いたしております。3款民生費については、子育て支援の場所の開設279万1千円、老朽化した三崎保育所の改築1億8,043万5千円、学童クラブの運営1,134万1千円、高齢者の生きがいづくりのための野菜苗の配布441万5千円、高齢者配食サービス事業803万円、高齢者の健康増進のための温泉優待事業916万6千円など総額19億3,145万円を計上いたしております。4款衛生費については、救急医療対策負担金1,197万円、インフルエンザ及び子宮頸がん等の予防接種の経費2,719万5千円、中学生までの医療費無料化を含む助成が2,401万円、ごみの収集、運搬焼却の経費1億1,078万9千円、総額9億311万円を計上いたしております。6款農林水産業費については、新規就業者に対する支援1,350万円、有害鳥獣捕獲対策補助780万円、農業水利施設に係る県事業負担金6,200万円、稚貝の放流事業900万円、伊方製氷冷蔵施設改修事業7,000万円、九丁漁港海岸保全施設整備事業1億800万円、足成漁港東防波堤嵩

上改良事業 1 億 8,568 万 6 千円など総額 8 億 3,449 万 1 千円を計上いたしております。7 款商工費については、商工会への事業補助 1,302 万 5 千円、きなはいや伊方まつり等イベントの経費 2,863 万 6 千円、観光の核となる佐田岬灯台の公園のリニューアル 1 億 1,460 万円など総額 3 億 829 万 6 千円を計上いたしております。8 款土木費については、地域環境対策作業経費 3,373 万 7 千円、ブルーライン整備による自転車道整備事業及び町道宇和海線などの道路新設改良事業 6 億 420 万 9 千円、伊方港護岸の背後法面の落石防護対策事業 5,000 万円、三崎中央集会所の新築 8,540 万円。総額 12 億 3,676 万 1 千円を計上いたしております。9 款消防費については、八幡浜地区施設事務組合負担金 2 億 8,653 万 6 千円、消防ポンプ車の整備 2,370 万 6 千円など、総額 4 億 4,017 万 9 千円を計上いたしております。10 款教育費につきましては、小・中学校の入学経費助成 273 万円、スクールバスの運行経費 6,775 万 2 千円、三机小学校校舎外部の改修 2,573 万 5 千円、各小学校のパソコン、ネットワーク等の整備 5,574 万 3 千円、瀬戸町民センター高圧受電設備改修 1,752 万 5 千円、国体準備及び国体リハーサル大会開催 1,275 万 6 千円など総額 8 億 1,824 万 1 千円を計上いたしております。12 款公債費については、定期償還元金、利子あわせまして総額 11 億 2,303 万 2 千円を計上いたしております。以上、歳出についての主なものの説明といたしますが、これに対します歳入の主なものは、1 款町税は、町民税の固定資産税など 24 億 6,386 万 2 千円計上いたしております。9 款地方交付税は、普通地方交付税、特別地方交付税あわせて 25 億 2,000 万円を計上いたしております。13 款国庫支出金は、障害者自立支援給付費負担金 1 億 5,316 万 2 千円、電源立地対策交付金 6 億 4,025 万円など総額 10 億 1,280 万円を計上いたしております。14 款県支出金は、障害者自立支援給付費 7,658

万 1 千円、地域共生交付金 1 億 7,130 万円など総額 6 億 5,754 万円を計上いたしております。17 款繰入金は、公共用施設維持運営基金繰入金 5 億 6,720 万円など総額 11 億 3,792 万 4 千円を計上いたしております。最後に 20 款町債は、臨時財政対策債 3 億 1,000 万円など総額 9 億 9,890 万円を計上いたしております。以上、28 年度一般会計予算の説明とさせていただきます。続きまして、特別会計でございますが、まず、国民健康保険特別会計事業、療養給付費 10 億 6,190 万 2 千円、共同事業拠出金 4 億 4,000 万 9 千円など総額 20 億 2,431 万 3 千円を計上いたしております。直営診療施設勘定は、3 診療所の運営費の 5 億 2,074 万 9 千円を計上いたしております。学校給食特別会計は、小・中学生の給食費に 3,318 万 3 千円を計上いたしております。港湾整備事業特別会計、港湾施設整備工事に 5,027 万 1 千円など総額 5,289 万 1 千円を計上いたしております。後期高齢者医療特別会計は、広域連合納付金 1 億 6,948 万 1 千円など総額 1 億 8,413 万 3 千円を計上いたしております。介護保険特別会計は、施設介護サービス給付費 3 億 1,593 万 6 千円など総額 12 億 648 万 8 千円を計上いたしております。介護サービス特別会計、介護予防サービス事業費として 1,562 万 6 千円を計上いたしております。公共下水道事業特別会計は、公共下水道管理費 9,159 万 6 千円など総額 2 億 5,309 万 5 千円を計上いたしております。小規模下水道事業特別会計は、公債費の元金、利子 3,734 万 8 千円など総額 6,250 万 6 千円を計上いたしております。特定地域生活排水処理事業特別会計は、合併浄化槽設置 1,482 万 4 千円など総額 4,012 万 7 千円を計上いたしております。風力発電事業特別会計は、風力発電施設管理費 3,667 万 3 千円など総額 6,263 万 6 千円を計上いたしております。最後に、水道事業会計については、収益的支出 3 億 3,163 万 2 千円、資本的支出 5 億 6,079 万円を計上いたして

おります。以上、一般会計、特別会計 10 会計及び企業会計を合わせまして 12 会計、予算総額 147 億 881 万 3 千円でございます、前年度対比 2.7%。3 億 9,202 万円の増額としております。尚、詳細につきましては、質問等がございましたら、改めて担当課長より説明させますので、審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） お諮りいたします。只今説明のありました、平成 28 年度各会計予算の取り扱いにつきましては、お手許に配布の常任委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ各常任委員会へ付託し、委員会条例第 2 条の規定に基づき、会期中において、合同による審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、平成 28 年度伊方町一般会計予算、各特別会計予算及び企業会計予算の予算会計 12 議案を、総務文教、産業建設、生活福祉の各常任委員会に付託し、会期中における合同審査とすることを決定いたしました。

散会宣告

○議長（吉谷友一） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これにて、散会するものでありますが、今期定例会の会期中日程を念のためにお伝えしておきます。明日 8 日は休会、9 日は午前 10 時から各常任委員会合同による平成 28 年度予算の審議を行います。10 日は休会、11 日は午前 10 時から本会議を再開いたします。以上お伝えし、本日の会議は、これもちまして散会いたします。お疲れ様でした。

（散会 15：06）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員